

平成 2 7 年第 4 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 4 日 開会

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成 27 年東吾妻町議会第 4 回定例会会議録目次

第 1 号 (12 月 4 日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	6
○議案第 7 号の上程、説明、議案調査	9
○議案第 8 号の上程、説明、議案調査	10
○議案第 9 号及び議案第 10 号の一括上程、説明、議案調査	12
○議案第 11 号の上程、説明、議案調査	13
○議案第 12 号の上程、説明、議案調査	14
○議案第 13 号、議案第 14 号及び議案第 6 号の一括上程、説明、議案調査	16
○議案第 15 号～議案第 17 号の一括上程、説明、議案調査	18
○議案第 18 号の上程、説明、議案調査	20
○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	21
○議案第 2 号の上程、説明、議案調査	29
○議案第 3 号の上程、説明、議案調査	30
○議案第 4 号の上程、説明、議案調査	31
○議案第 5 号の上程、説明、議案調査	33

○議案第 19 号の上程、説明、議案調査	34
○議案第 20 号の上程、説明、議案調査	35
○議案第 21 号の上程、説明、議案調査	37
○議案第 22 号及び議案第 23 号の一括上程、説明、議案調査	38
○陳情書の処理について	40
○散会の宣告	40

第 2 号 (12月14日)

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	44
○出席議員	44
○欠席議員	44
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
○職務のため出席した者	45
○開議の宣告	46
○議事日程の報告	46
○議案第 7 号の質疑、自由討議、討論、採決	46
○議案第 8 号の質疑、自由討議、討論、採決	47
○議案第 9 号及び議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決	48
○議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決	49
○議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決	49
○議案第 13 号、議案第 14 号及び議案第 6 号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第 15 号～議案第 17 号の質疑、自由討議、討論、採決	51
○議案第 18 号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○議案第 2 号の説明、質疑、自由討議、討論、採決	56
○議案第 3 号の質疑、自由討議、討論、採決	58
○議案第 4 号の質疑、自由討議、討論、採決	58
○議案第 5 号の質疑、自由討議、討論、採決	59
○議案第 19 号の質疑、自由討議、討論、採決	60

○議案第 20 号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第 21 号の質疑、自由討議、討論、採決	61
○議案第 22 号及び議案第 23 号の質疑、自由討議、討論、採決	62
○陳情書の委員会審査報告	63
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	68
○議員派遣の件について	69
○閉会中の継続審査（調査）事件について	70
○町政一般質問	74
根 津 光 儀 君	74
山 田 信 行 君	82
小 林 光 一 君	90
青 柳 はるみ 君	98
○延会について	103
○延会の宣告	103

第 3 号 （12月15日）

○議事日程	105
○本日の会議に付した事件	105
○出席議員	105
○欠席議員	105
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	105
○職務のため出席した者	106
○開議の宣告	107
○議事日程の報告	107
○町政一般質問	107
須 崎 幸 一 君	107
重 野 能 之 君	114
金 澤 敏 君	122
○町長挨拶	133
○議長挨拶	134

○閉会の宣告.....	135
○署名議員.....	137

平成27年12月 4 日（金曜日）

（第 1 号）

平成 27 年東吾妻町議会第 4 回定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 27 年 12 月 4 日（金）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第 7 号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 第 6 議案第 8 号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 9 号 東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 10 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 11 号 東吾妻町通所介護施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 12 号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 13 号 東吾妻町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 14 号 東吾妻町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
- 第 13 議案第 6 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 15 号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 16 号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 17 号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 18 号 東吾妻町学校施設整備基金条例について

- 第 18 議案第 1 号 平成 27 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 4 号）
第 19 議案第 2 号 平成 27 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 20 議案第 3 号 平成 27 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 21 議案第 4 号 平成 27 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 22 議案第 5 号 平成 27 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 23 議案第 19 号 町有財産の処分について
第 24 議案第 20 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について
第 25 議案第 21 号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について
第 26 議案第 22 号 町道路線の廃止について
第 27 議案第 23 号 町道路線の認定について
第 28 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14 名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	10 番	茂 木 恒 二 君
11 番	金 澤 敏 君	12 番	青 柳 はるみ 君
13 番	須 崎 幸 一 君	14 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君

保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	丸 山 和 政 君	農 林 課 長	松 井 秀 之 君
建 設 課 長	高 橋 修 君	上下水道課長	土 屋 利 夫 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	荒 木 博 之 君	教 育 課 長	角 田 豊 君

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 議 係	水 出 淳
--------	---------	--------------------	-------

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、一段と寒くなってまいりました。本日ここに平成27年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には年末で極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会には平成27年度補正予算を初め計23件に及ぶ重要案件が提案される予定になっております。議員各位におかれましては、格別なるご精励を持ってご審議をお願いしたいと思います。

町長を初め執行部各位におかれましては、来る年度の予算編成時期と重なり大変だろうと思われませんが、会議の運営に一層のご協力をお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶いたします。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成27年第4回定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしもいよいよ20日余りを残すのみとなり、大変気ぜわしい年の瀬を迎えました。本日、ここに平成27年第4回定例会を開催をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

来年度予算につきましては、12月2日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの予算要求書が提出をされる予定であります。引き続き厳しい財政事情ではございますが、主要事業に対し、必要性、費用対効果などを精査した事業評価を実施をし、財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成したいと

考えております。

さて、本定例会では東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を初め、条例関係13件、平成27年度東吾妻町一般会計補正予算を初め予算関係5件、町有財産の処分についてなど、その他関係5件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成27年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により2番、里見武男議員、3番、小林光一議員、14番、浦野政衛議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は12日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、12月7日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後もより一層、皆さんにご協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんいただきまして、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、11月11日開催の全国町村議会議長大会の関係資料が送付されましたので、参考にさせていただきたいと思います。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る10月27日に開催されました吾妻郡町村議会議長会主催の吾妻郡町村議会議員研修、10月30日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の群馬県町村議会議員研修及び11月16日に開催されました町総合戦略本部主催の地方創生講演会について、9番、山田信行議員より報告を願います。

（9番 山田信行君 登壇）

○9番（山田信行君） それでは、3つの研修会等の報告をさせていただきます。

1番、平成27年度吾妻郡町村議会議員研修会並びに意見交換会が10月27日ツインプラザ交流ホールにて開催をされました。意見交換会は、場所を移し、開かれました。「議員のなり手不足を解消するには一魅力ある議会活動とは一」という演題でありました。講師は、新潟県立大学国際地域学部准教授、田口一博氏でありました。

現在、地方議会議員の位置づけは必ずしも明確ではないという部分が多いようである。今後、地方分権時代に対し、議員がその役割を十分に果たしていくためには、その役割と地位を明確にし、政務活動費、歳費等を考えていかなければならないというようなお話でありました。

場所を移し、引き続き、吾妻郡議員情報交換会が開催され、郡内の議会議員との情報交換、親睦が深まったようであります。

次、2番目ではありますが、群馬県町村議会議員研修会が10月30日、吉岡町文化センターにて開催され、議員全員が研修を受けました。全般の講師は首都大学東京都市教養学部准教授、山下祐介氏であり、講演は「地方消滅のわな―増田レポートと人口減少社会の正体―」、また「日本国憲法の理念」ということで、講師は法学館伊藤塾塾長、伊藤真氏でありました。憲法の必要性を認識するとともに、日本国憲法の3原則、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という内容でありました。また、突っ込んだ意見が出まして、憲法論争までも踏み込んだ講演でありました。

3つ目であります。地方創生講演会、東吾妻町総合戦略本部主催により、11月16日、当町大会議室にて総合戦略策定に向けて作業を進めている中、関係する皆様を対象に開かれました。「地方創生戦略のフロンティア」ということ、また「先頭集団におどりですよ!」という演題でありました。講師は斉藤俊幸氏であり、先生は地方再生マネジメントとして全国で有名な方だということでもあります。特に、食の六次産業化プロデューサーとしてかなりの実績を残しているということでもあります。小さな一番をつくり、地域の皆様を巻き込み、地域

再生の成功のポイントは、構築、競争、創発、パッションだということでもあります。しかし、チャレンジをしていく、続けることが大事なことであったとお話がありました。また、先生は、ピザのお話と窯のお話がかかなり出ましたが、後でちょっとお聞きしましたら、ピザが大好きだということでした。

以上、3つの報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 山田信行議員の報告を終わります。

次に、11月4日、5日、7日、8日、9日に実施いたしました議会報告会について、10番、茂木恒二議員より報告願います。

（10番 茂木恒二君 登壇）

○10番（茂木恒二君） おはようございます。

それでは、議会報告会の議員派遣ということで報告をさせていただきます。

今回の議会報告会は、22年3月の試行を含めると7回目ということでございます。11月4日から9日まで、11月4日が東地区で、住民の皆さんの出席者を申し上げますと、東地区11名、それから5日が太田地区14名、7日土曜日、原町地区が10名でございます。8日の日曜日岩島地区15名、9日の月曜日が坂上地区23名ということで、合計で73名の住民の皆さんが出席をいただきました。7日、8日の土、日につきましては、午前10時から12時までということで、日ごろ仕事の忙しい方に出席を願いたいということで、そういう時間にしたわけなんですけれども、まだ効果的には予想よりは少なかったかなというのが正直な印象でございました。

議会基本条例によりまして、開催も義務づけられておりますが、出席者の皆さんの発言、それから質問、要望については、政策提言として受けとめるという姿勢でございます。その発言の内容等につきましては、大きく分けますと、議会報告会そのものについての質問もございました。先ほど5地区73名ということでお話ししましたが、もう少し出席者を増やす工夫をすべきではないかというふうなご意見もありました。それから、議会報告会とは別に公聴会というものを開いたらどうかというふうな発言もございました。

今回は、地方創生ということでチラシを各戸配布しまして皆さんに呼びかけたわけなんですけれども、地方創生と一緒に語りませんかという呼びかけをしました。そういうこともありまして、従来のものよりは発言の内容が、地方創生に関することが多かったようです。大きく分けますと、地域の要望としては、道路関係、それから各地区の例えば箱島の湧水周辺地区の周辺整備、それから坂上のガソリンスタンドの問題とか、いろいろ出ました。

地方創生についての発言が一番多かったわけなんですけれども、その中では地方創生を運営する組織、戦略本部のメンバー、どういうメンバーですかとか、それから地域政策課の役割等についてもありました。それから、必ず出るあれなんですけれども、人口減対策、それから子育て支援対策、それから医療・介護、上水道関係、空き家対策、廃校跡地の活用、それから地域資源の掘り起こし、産業振興等々、多岐にわたりました。

この内容につきましては、現在、議会広報対策特別委員会のほうで取りまとめ作業中という事でございます。まとめたものをペーパーというか、紙にしまして、執行部のほうにつなぐものはつなぐ、それから住民の皆さんにフィードバックということで、そのまとめたものを各地区の公民館に配布して、住民の皆さんがいつでもそれを見られるという形にする予定でございます。

以上で、議会報告会の報告を終わります。

○議長（一場明夫君） 茂木恒二議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第7号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします条例は、番号法の施行に向け、個人番号利用事務の開始日にあわせて条例整備をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おはようございます。お世話になります。

それでは、この条例につきましての説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆる番号法において個人番号を用いた事務が平成28年1月1日から施行されます。個人番号の利用や特定個人情報の提供については、番号法第9条及び第19条において厳格な規定がありますが、法の趣旨や規定に基づき、町の独自事務における個人番号利用や複数部署における庁内連携を行うべく条例化するものでございます。

条例本文をごらんいただきたいと思います。

第1条につきましては趣旨を、第2条は定義を、第3条は町の責務を規定しております。第4条は個人番号の利用範囲の規定でございまして、第1項で福祉医療関係事務と就学援助事務において個人番号の利用を、第2項では番号法別表1に該当する事務間で特定個人情報の連携を可能とし、第3項において独自利用事務においても連携を可能とする規定でございます。第5条は、特定個人情報の提供の規定で、番号法では個人番号の利用について、機関を単位として捉えていることから、町部局と教育委員会の特定個人情報の2点については、利用ではなく提供に該当しますので規定するものでございます。第6条につきましては委任の規定でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第8号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、中小企業信用保険法が改正され、中小企業者並びに小規模企業者の定義にNPO法人が追加され信用保証の対象になりました。群馬県においては、既にこのたびの法改正が反映された制度融資がございますので、小口資金制度融資においては、従来どおりNPO法人は対象に含めないこととしており、県に倣った条例改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） おはようございます。

それでは、ご説明を申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律が、平成27年5月2日に可決成立し、10月1日から施行されました。

主な改正内容は、同法第2条第1項の中小企業者の定義、及び同条3項の小規模企業者の定義に、NPO法人が追加され信用保証の対象になりました。群馬県の制度融資におきましては、既存のNPO活動支援整備資金がありまして、このたびの制度改正を反映していることから、県では小口資金融資促進制度においては、従来どおり、NPO法人は対象に含めないこととしております。そこで、このたびの条例改正におきましては、こうした県に倣った条例改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条、定義でございますが、(1)の中小企業者の定義では、中小企業信用保険法の第2条第1項第1号から第8号まで詳細が記載されておりますが、このうち、第6号がNPO法人にかかわるものでございますので、これを除いております。また、小規模企業者の定義には、同保険法で第2条第3項第1号から7号まで定義がございますが、このうち7号がNPO法人でございますので、これを除く改正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第 9 号及び議案第 10 号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第 7、議案第 9 号 東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例について、及び日程第 8、議案第 10 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての計 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 9 号 東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例について、議案第 10 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、使用料の区分に身体障害者の表記がございますが、これを群馬県及び東吾妻町の保健福祉行政に即し、障害者に改正をするものでございます。また、納入された使用料の不還付について明記することで、両施設の入館者対応をスムーズにしたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） ご説明申し上げます。

ただいま町長から説明がありましたように、東吾妻町温泉センター使用条例並びに東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例につきましては、使用料を規定した条文及び別表の区分に身体障害者と限定されたものがございます。これを群馬県及び東吾妻町の障害者福祉の観点から、身体障害者に限定せず障害者に改正するものでございます。障害者とは、身体、知的、精神にかかわるものがございしますが、おのおの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳と列記せずに、群馬県知事が発行した証明書を有する者と、簡潔な表現とする内容に改正するものでございます。

また、既に納められた使用料については、利用者の責めによらず施設利用ができなかった

とき、その他特別の理由があるときを除いて、原則、不還付とすることを明記することで、入館されるお客様の対応をスムーズなものとしたいというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第11号 東吾妻町通所介護施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町通所介護施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の改正に伴い引用しております条項のずれを改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、説明させていただきます。

新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、第1条、趣旨で引用しております介護保険法において、通所介護について定義をしておりますが、介護保険法の改正に伴い条項のずれを改正するもので、介護保険法第7条第11項を第8条第7項に改正するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第12号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、地方税法の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行により、東吾妻町税条例についても整備を行う必要が生じたので、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

会計課長。

○会計課長（荒木博之君） 税の徴収につきまして、会計課で担当しておりますので会計課から説明をさせていただきます。

新旧対照表により説明させていただきます。

1ページをごらんください。

まず、第8条につきましては、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法を定めたもので、地方税法第15条第3項及び第5項の改正規定により、徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の分割納付、納入方法を定めるものでございます。

続きまして、2ページから3ページをお願いいたします。

第9条につきましては、徴収猶予の申請手続等の定めで、法第15条の2の改正規定によるものでございます。

第10条につきましては、当町は規定を定めないことから削除いたします。

第11条は、職権による換価の猶予の手續等の定めで、法第15条の5ほかの改正規定によるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第12条は、申請による換価の猶予の申請手續を定めたもので、法第15条の6ほかの改正規定によるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第13条は、担保を徴収する必要がある場合を定めたもので、法第16条の改正規定によるものでございます。

第14条から第17条までは削除いたします。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（丸山和政君） 続きまして、第18条につきましては、新設の第8条第1項で地方税法の定義づけが行われたことによる改正でございます。

第23条第1項につきましては、法第292条第1項第14号が新設されたための改正で、第2項は新設の第9条第2項で地方税法施行令の定義づけが行われたことによる改正でございます。

第24条の改正は、町村合併の際の新条例の掲載漏れでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第33条の改正は、法第313条の改正に伴う所要の改正でございます。

第36条の2の改正は、番号制度開始に伴います所要の改正で、法人設立届出の様式に法人番号を追加するものでございます。

第36条の3の3の改正は、所得税法第203条の5の項ずれに伴います改正でございます。

7ページ、第51条、第63条の2、第63条の3、8ページ、第71条、9ページ、第74条、第74条の2、第89条、10ページ、第90条、11ページ、第139条の3及び第149条の改正は、番号制度開始に伴います所要の改正で、それぞれの申請書、申出書等の様式に番号欄を追加するものでございます。

附則、第4条の改正は、法人税法の一部改正に伴います改正でございます。

12ページ、附則第10条の2の改正は、地方税法の一部改正によりわがまち特例が追加されたための改正でございます。

13ページ、附則第10条の3の改正は、番号制度開始に伴う所要の改正で、新築住宅等に

対する固定資産税の減免の規定の適用に係る申請書の様式に、納税義務者に係る番号欄を追加するものでございます。

15ページ、附則第16条の2の改正は、旧3級品の製造たばこに係る特例基準の段階的廃止に伴う規定の削除でございます。

第22条の改正は、番号制度開始に伴います所要の改正で、申出書等に番号欄を追加するものでございます。

以上が、本則及び制定附則の一部改正でございます。

続きまして、改正附則でございますが、改正文5ページの2行目からお願いいたします。

第1条では、施行期日を規定しております。

第2条では徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る経過措置等を規定しております。

第3条では町民税に関する経過措置を規定しております。

第4条では固定資産税に係る経過措置を規定しております。

6ページの第5条では、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

第6条では、旧3級品の製造たばこに係る東吾妻町たばこ税と税率の段階的廃止に係る経過措置及びたばこ税の申告に伴う経過措置などを規定しております。

10ページの第7条では、特別土地保有税に関する経過措置を、第8条では入湯税に関する経過措置を規定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第13号、議案第14号及び議案第6号の一括上程、説明、議案

調査

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第13号 東吾妻町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第14号 東吾妻町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、及び日程第13、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例についての計３件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 東吾妻町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 東吾妻町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会法の一部を改正する法律案が、平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されました。

主な改正点は、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更、農業委員の定数の削減、農地利用の最適化を促進するため、農地利用最適化推進委員の新設等で平成28年4月1日から施行されることとなりました。それに伴い、町では農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正、農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定する必要性が生じたためでございます。

なお、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に伴いまして、農地利用最適化推進委員の報酬を追加させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますのでご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

農林課長。

○農林課長（松井秀之君） お世話になります。それでは説明させていただきます。

先ほどの町長の説明のとおり、農業委員会法の一部が改正されたことによる農業委員の選任方法の改正及び定数削減のための農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正、農地利用最適化推進委員を新設するための農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定、特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

議案第13号、農業委員会の委員の定数に関する条例の新旧対照表をごらんください。

第1条につきましては、法律番号の追加と文言の整備、第2条につきましては「選挙による」を削除し、定数を12人とするものでございます。

農業委員の定数につきましては、農地利用最適化推進委員を委嘱する農業委員会については、現行の定数の半分程度で委嘱しない農業委員会につきましては、現行の定数とほぼ同等と農業委員の定数の上限基準が定められました。最適化推進委員を委嘱しなくてもよい農業委員会は、遊休農地1%以下で、かつ担い手への農地の集積率70%となっているため、東吾妻町は最適化委員を委嘱することになります。

続きまして、議案第14号、農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をごらんください。

第1条は目的で、第2条につきましては、定数でございます。市町村長が条例で定める農地利用最適化推進委員の定数の上限基準につきましては、農地面積の100ヘクタールに1人と定められており、町では27人の委嘱が可能です。地区割等を加味いたしますと、現行の選挙による農業委員の定数の18人が適当と判断いたしました。

最後に、議案第15号、特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例でございますが、農地利用最適化推進委員は、非常勤の特別職となるため、報酬を追加する規定整備でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第15号～議案第17号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第15号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第16号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第16、議案第17号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての計3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について、議案第16号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号は、平成28年4月から現在改修中の旧坂上中学校、坂上小学校に転用するための条例改正でありまして、坂上小学校の所在地地番を変更するものでございます。

議案第16号は、平成27年4月の中学校統合に伴いまして、空き施設となりました旧坂上中学校体育館及び運動場を社会体育施設として利用してきましたが、平成28年4月から坂上小学校とするために、体育施設の削除及び名称変更するものでございます。

議案第17号は、議案第16号で体育施設の削除及び名称変更に伴い、利用料金につきまして、削除及び変更をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（角田 豊君） お世話になります。説明をさせていただきます。

議案第15号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表をごらんください。

旧坂上中学校を平成28年4月から坂上小学校とするために、坂上小学校の所在地地番を現在の401番地1から旧坂上中学校の地番389番地に変更するものでございます。

続きまして、議案第16号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表をごらんください。

旧坂上中学校体育館を体育施設から削除し、旧坂上中学校校庭を坂上小学校校庭開放照明施設に名称変更するものでございます。

続きまして、議案第17号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表をごらんください。

議案第16号の一部改正に伴いまして、旧坂上中学校体育館の使用料を削除し、旧坂上中学校校庭を坂上小学校校庭開放照明施設に改め、使用料を改正するものでございます。館内利用者の場合、照明を利用しない場合の部分と館外利用者の部分の使用料の削除でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第18号 東吾妻町学校施設整備基金条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町学校施設整備基金条例についての提案理由の説明を申し上げます。

今回、お願いします条例は、補助事業完了後10年以上経過した施設を有償により貸与、譲渡する等の場合、文部科学大臣の承認を得た上で、学校の設置者である地方公共団体において学校施設整備のための基金に、国庫納付相当額を積み立てることにより、国庫納付を不要とすることができることとなっております。このたび、該当事案が生じたための基金条例の制定でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（角田 豊君） お世話になります。

ただいま町長の提案説明にありましたように、国庫補助金を受けた施設の財産処分を行う場合、学校施設整備のための基金に国庫納付相当額を積み立てることにより、国庫補助金返納が不要となります。そのための基金条例でございます。

それでは、条文をごらんください。

第1条は目的及び設置であります。学校施設の財産処分に伴う国庫補助金返納分を基金として積み立て、計画的な保全、建てかえ、増築等の整備及び廃校となった学校施設の解体等、

必要な経費に充てることを目的に基金を設置するというものでございます。

第2条では基金に積み立てる額は、財産処分が行われた時点での残存価格を歳入歳出予算で定めるということでございます。

第3条では管理、第4条では運用益の処理、第5条は処分で、基金は第1条の目的を達成するための経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分できるというものでございます。

第6条は繰替運用、第7条が委任となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

会議の途中ですが、ここで休憩を取ります。再開を午前11時10分とします。

（午前10時55分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第18、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億5,158万8,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を87億4,115万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、公団営畜産基地建設事業負担金の増、旧国民宿舎榛名吾妻荘の土地及び建物等の売買に伴う財産収入の増及び繰越明許費の追加等が主な内容でございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、最初に1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億5,158万8,000円を追加をして、総額を歳入歳出それぞれ87億4,115万6,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。

次に、詳細についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正でございます。内容は繰越明許費の追加でございます。

2款総務費、7項ダム対策費、吾妻溪谷自然公園整備事業から8款土木費、1項道路橋梁費、道路改良事業（町道松谷・六合村線）までの3事業の繰越明許費の追加の補正でございます。

続きまして、事項別明細によりまして歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開き願いたいと思います。

10款地方交付税につきましては、23万9,000円の追加でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金ですが、公団営畜産基地建設事業繰上償還分として事業者からの負担金7,200万2,000円の追加でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金955万6,000円の追加でございますが、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴う追加でございます。

2項国庫補助金の26万円の減額でございますが、15款県支出金、2項県補助金に科目の変更を行うものでございます。

15款県支出金、1項県負担金731万8,000円の追加ですが、2節国民健康保険基盤安定負

担金、3節保険基盤安定制度県負担金とともに、額の確定に伴う追加でございます。

2項県補助金でございますが、4目及び6目、合わせて329万円の追加でございます。4目農林水産業費県補助金303万円の追加でございますが、内訳につきましては説明欄をごらんいただきたいというふうに思います。その下の6目教育費県補助金26万円の追加につきましては、14款2項国庫補助金からの科目変更によるものでございます。

16款財産収入、2項財産売払収入1億99万5,000円の追加ですが、旧国民宿舎榛名吾妻荘の土地売買収入5,799万5,000円、建物等売払収入4,300万円の追加でございます。

20款諸収入、4項雑入4,155万2,000円の減額でございます。7目ダム関連事業雑入の4,174万2,000円の減額でございますが、説明欄記載のとおり、吾妻溪谷自然公園整備事業の減額でございます。8目の雑入でございますが、東京電力からの線下補償費19万円の追加でございます。

以上、歳入について説明をさせていただきました。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、歳出について説明させていただきます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目一般管理費につきましては、人件費の減額でございます。

5目の財産管理費でございますが、備品等修繕料は旧岩中浄化槽の修繕料、ごみ処理委託料は吾妻荘のごみ処理委託料、工事請負費は旧東中の埋設物撤去工事費の追加でございます。よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 8目の財政調整基金でございますが、旧国民宿舎榛名吾妻荘の土地建物等の売買収入を財源に財政調整基金に5,300万円の積み立てをするものでございます。

9目企画費でございますが、平成21年度地域活性化きめ細かな臨時交付金で整備をした旧東中学校校舎壁面改修工事に対する国庫補助金に返還が生ずることにより、482万円を追加するお願でございます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、17目地域活性化対策費の48万円の追加のお願

いでございます。これは地域おこし協力隊の活動に要する経費としまして、住居費等の経費が特別交付税で交付されることが判明いたしました。これによりまして、隊員の支援として追加のお願いでございます。

よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 税務課長。

○税務課長（丸山和政君） お世話になります。

2款2項1目税務総務費では3節職員手当等で扶養手当の10万3,000円の減額でございます。

2目賦課徴収費では23節償還金、利子及び割引料で還付金及び還付加算金250万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費155万8,000円の追加のお願いでございます。内訳としまして、職員人件費として時間外勤務手当9万1,000円の追加、これはマイナンバー制度の対応に伴う時間外勤務手当の追加でございます。

次に、住基ネット関係で146万7,000円の追加でございますが、これもマイナンバー制度の導入に伴う備品購入費としまして、個人番号カードが本人かどうか確認するための顔認証システム及びカードに転入、転居時に住基ネットと連動して住所を裏書きするシステム機器の購入費用と、それに伴う保守料、また新システム導入により不要となる機器のデータ消去等の処分費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 5項2目統計調査費でございますが、国勢調査に要する時間外勤務手当13万7,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） お世話になります。

2款7項1目ダム対策総務費でございます。

最初が扶養手当減額でございますけれども、ダム対策係異動に伴う減額27万6,000円でございます。

続きまして、溪谷自然公園事業3,113万円の減額でございます。内訳としまして1点目が溪谷自然公園の事業の委託料の減額として2,713万円です。これは現在、建設中の猿橋の工事を群馬県に委託契約しておりますが、今年度の工事額が確定したための減額です。

次の工事請負費400万円の減額でございますけれども、十二沢パーキングに案内看板を設置予定でしたが、猿橋建設工事の進入路等のため設置が困難により事業費を減額するものでございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、8項事業費、4目健康増進センター管理費、18節備品購入費の105万2,000円の追加のお願いでございます。これはランニングマシンが壊れ、使用不能になりまして、備品購入費の追加のお願いでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

9項温泉事業費、3目温泉センター食堂費、通勤手当5,000円の減のお願いでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

3款の民生費でございます。1項4目の老人福祉費で時間外勤務手当7万7,000円の追加のお願いでございます。これは地域包括支援センター事業で土曜日や夜の会等が増加していることに伴うものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく6目国民健康保険費2,177万5,000円の追加のお願いでございます。住居手当16万2,000円の減額と国保特別会計への繰出金でございます。この繰出金につきましては、国保特別会計の補正で説明させていただきます。

続きまして、8目後期高齢者医療費38万9,000円の追加でございます。この繰出金につきましても、後期高齢者医療特別会計の補正で説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君）　続きまして、２項２目保育所費で社会保険料4,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、４款衛生費でございます。１項１目保健衛生総務費35万8,000円の減額をお願いでございます。

説明欄をごらんください。まず、人件費で扶養手当36万8,000円の減額及び通勤手当10万6,000円の減額、時間外勤務手当11万6,000円の追加のお願いでございます。時間外勤務手当につきましては、地域包括支援センター同様でございます。

続きまして、２目予防費250万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、インフルエンザワクチン単価の引き上げによるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君）　農林課長。

○農林課長（松井秀之君）　６款１項２目農業総務費につきましては、18万2,000円の追加のお願いでございます。これは職員の婚姻によるものでございます。

３目の農業振興費につきましては、321万6,000円の追加のお願いでございます。３節の職員手当等につきましては、時間外勤務手当で平成26年２月の雪害の補助金の算定業務が想定以上に多く、他の業務にも影響を及ぼしたことによるものでございます。13節の委託料につきましては、中山間地域等直接支払事業が７月に確定し、新規に協定を結んだ集落の傾斜算定が必要となったためでございます。19節につきましては、13節と同様に中山間地域等直接支払事業が７月に確定し、面積が増加したこと、及び環境保全農業直接支払事業につきましては、昨年度までは国費分は申請者に直接支払いとなっていたものが、町を通すことになったことによるものでございます。

５目の畜産振興費につきましては、7,373万1,000円の追加のお願いでございます。13節につきましては十二ヶ原畜産団地の沈砂池浚渫工事関連で県の補助金を利用できる見通しとなりましたので、今年度は調査設計を実施します。補助率は３分の１でございます。19節につきましては、畜産基地建設事業負担金の繰上償還を１業者から申請されたことによるものでございます。

６目の農地費につきましては、177万円の追加のお願いでございます。３節の職員手当等につきましては、時間外勤務手当で予定以上に夜の会議が多かったことによるものでございます。

12ページをお願いします。

13節につきましては、説明欄の地域自主戦略交付金事業で相続等の登記委託の追加、多面的機能支払交付金事業の測量につきましては、委託を予定しておりましたが、県の指導により直営で実施することになったことによる減で、4節の減も同様でございます。19節につきましては、多面的機能支払交付金事業で4地区が6月に承認され新規に活動を始めたためでございます。

2項1目林業振興費につきましては3万2,000円の追加のお願いでございます。これは治山林道事業が所管がえとなったため、自動車の燃料費の追加でございます。

3目町有林管理費につきましては、4万円の追加のお願いでございます。町有林巡視人視察研修会を実施することになり、その負担金でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（一場明夫君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費210万円の追加のお願いでございます。これは商工会東支部の街路灯のLED化に対する補助金として30万円、小口資金損失補償金として180万円の追加のお願いでございます。

次に、3目観光費の600万円の追加のお願いでございます。観光宣伝事業としまして時間外勤務手当、これは真田丸関連のイベント業務の増に伴うもので25万円の追加のお願いでございます。また、11節需用費につきましては、真田丸関連の展示スペースを現在の温泉センターの一角に確保したり、パネル展示する費用、並びに平沢の岩櫃山登山口に観光案内所を設置するために必要な消耗品としまして、125万円の追加のお願いでございます。

工事請負費につきましては、岩櫃山登山口に観光案内所の設置の費用、並びに平沢第二駐車場に大型バスが乗り入れられるよう、入り口を拡張するための工事費用と合わせまして450万円の追加のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（高橋 修君） 8款1項2目道路維持費250万円の追加のお願いでございます。

これは植栗中東地内町道1406号線の上水道老朽管布設がえ工事を上下水道課で施工中でございますけれども、既存の舗装を掘削したところ、路盤材の碎石がほとんど入っていないことが判明しました。このまま舗装のみ復旧すると、すぐに破損する可能性があるため、上下水道課工事以外の上層・下層分の路盤復旧工事に伴う水道事業会計への負担金でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

2 項 3 目の下水道費でございますが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金27万3,000円の追加、下水道事業特別会計への繰出金1,344万円の減額のお願いでございます。この内容につきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9 款 1 項 1 目消防費でございますが、防火水槽等の標識の購入費の追加でございます。

3 目の防災費は防災行政無線免許更新申請委託料でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） お世話になります。

続きまして、10 款教育費、1 項教育総務費、2 目の事務局費では3 節職員手当13万5,000円、4 節共済費24万8,000円、12 節役務費15万円、合わせまして53万3,000円の追加のお願いでございます。

14 ページをお願いいたします。

5 目給食センター運営管理費では3 節職員手当、4 節共済費、合わせまして28万5,000円の減額のお願いでございます。

6 目外国青年招致事業費では4 節共済費8,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、2 項小学校費、1 目学校管理費では新年度に太田小学校に肢体不自由児童が入学予定でありますので、玄関の車椅子用スロープ、カーポート及びトイレの介助用簡易ベッド設置等受け入れ態勢の整備のための工事請負費200万円の追加のお願いでございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費では、4 節共済費18万9,000円、11 節需用費200万円、12 節役務費21万円、合わせまして239万9,000円の追加のお願いでございます。需用費の200万円につきましては電気代でございます。

15 ページの4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費では3 節職員手当24万9,000円、4 節共済費1 万1,000円、15 節工事請負費25万円、合わせまして51万円の追加のお願いでございます。

5 項社会教育費、2 目公民館費では中央公民館及び岩島公民館の時間外勤務手当14万8,000円と、中央公民館の故障暖房機1 台の更新工事70万円、合わせまして84万8,000円の

追加のお願いでございます。

3 目文化財保護費では時間外勤務手当 9 万円の追加のお願いでございます。

5 目発掘調査費では11節需用費の 2 万円の追加のお願いでございます。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費では時間外勤務手当17万6,000円の追加のお願いでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第 2 号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第19、議案第 2 号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 2 号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、事業勘定、歳入歳出それぞれ2,425万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億132万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国保特別会計の補正について、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

事業勘定、歳入から説明いたします。

4款2項1目財政健全化補助金231万8,000円の追加、これは額の確定による当初概算額と現在確定額との差額分の追加でございます。

9款1項1目一般会計繰入金2,193万6,000円の追加、内訳としまして、1節の保険基盤安定繰入金2,211万円の追加、法令に基づく額の確定によるものでございます。3節の財政安定支援事業繰入金249万5,000円の減額、これも同様に額の確定によるものでございます。4節のその他一般会計繰入金232万1,000円の追加、これも額の確定によるもので福祉医療波及分として町負担分を繰り入れするものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費166万6,000円の追加、給付費の調整分でございます。

7款1項3目保険財政共同安定化事業拠出金2,258万8,000円の追加、額の確定によります連合会への拠出金の増額によるものでございます。

なお、施設勘定については補正はございません。

以上、国保特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第20、議案第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ108万9,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を1億9,572万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、後期高齢者医療特別会計の補正について、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、2款1項2目保険基盤安定繰入金38万9,000円の追加、額の確定によります当初概算額と現在確定額との差額分の追加でございます。

3款2項1目保険料還付金70万円の追加、これも額の確定によるもので、広域連合からの還付金を歳入受け入れするものでございます。

次に、歳出ですが、1款2項1目徴収費70万円の追加でございます。先ほどの歳入の還付金を過年度分還付金として追加するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金38万9,000円の追加、これにつきましても額の確定によります納付金の増額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第21、議案第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成27年から29年度の第6期高齢者福祉計画介護保険事業計画で、平成29年4月実施予定でした介護予防・日常生活支援総合事業、平成28年3月から実施するための予算の組みかえの補正でございます。これは、今回の介護報酬の改定により、平成27年度に新しい総合事業を実施しないと、財政面で不利になるためでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、説明させていただきます。

今回の補正につきましては、町長提案理由のとおりでございまして、平成28年3月から総合事業を実施するためのものでございまして、歳入歳出ともに予算の組みかえのお願いでございます。

それでは、事項別明細書4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）1万6,000円を減額し、組みかえとしまして5目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1万6,000円を新たにお願いするものでございます。

続きまして、5款2項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）8,000円を減額し、組みかえとしまして3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）8,000円を新たにお願いするものでございます。

続きまして、7款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）8,000円を減額し、組みかえとしまして6目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）8,000円を新たにお願いするものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

歳出ですが、2款2項1目介護予防サービス給付費1,000円を減額し、組みかえとしまして4款3項1目介護予防・生活支援サービス事業費として、1,000円を新たにお願いするものでございます。

続きまして、2款2項5目介護予防サービス計画給付費9,000円を減額し、組みかえとしまして4款3項2目介護予防ケアマネジメント事業費としまして、9,000円を新たにお願い

するものでございます。

続きまして、4款1項2目介護予防一般高齢者施策事業費5万7,000円を減額し、組みかえとしまして4款4項1目一般介護予防事業として5万7,000円を新たにお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第22、議案第5号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに880万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億5,883万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、4ページの事項別明細書で説明をいたします。

歳入でございます。

5款1項1目の一般会計繰入金1,344万円の減額のお願いでございます。

理由といたしましては、26年度決算確定により前年度繰越金464万円の増に伴う繰入金の減額と、工事請負費899万7,000円の減額によるものでございます。

6款1項1目の繰越金でございますが、464万円の追加のお願いでございます。26年度決算確定による繰越金の追加でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費19万7,000円の追加のお願いでございます。これは、職員5名分の時間外勤務手当の追加でございます。

3款1項1目の施設管理費899万7,000円の減額でございます。これは、当初予定をしておりました公共下水道の吾妻浄化センター内の汚泥槽最終沈殿池予備池築造を、再検討の結果、長寿命化計画を作成し、国庫補助を受けながら施設の更新を実施するのが有利と思われるため、今年度の築造を取りやめるものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第23、議案第19号 町有財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 町有財産の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

旧東吾妻町国民宿舎榛名吾妻荘の土地及び建物等、売却しますことについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 旧東吾妻町国民宿舎榛名吾妻荘でございますけれども、9月定例会中の全員協議会等で説明させていただきましたが、公共施設のあり方検討委員会から国民宿舎事業の廃止の答申をいただき、第3回臨時会において、東吾妻町国民宿舎条例の廃止をご議決いただいております、土地及び建物等を売却するため、地方自治法第96条第1項第8号及び東吾妻町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

この吾妻荘については、高崎市に譲渡するという事で、高崎市と土地建物の売買に関する仮契約を10月30日に行っておりまして、仮契約の概要は、土地7,493.89平米、建物等鉄骨づくり6階建て、延べ面積4,703.58平米、売却価格1億99万5,000円でございます。

なお、仮契約書の写しを添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。また、高崎市ではこの施設を改修し、平成29年度から自然体験学習を実施できる施設として活用するというふうに伺っております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第24、議案第20号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町あづま温泉桔梗館につきましては、平成23年4月1日から指定管理者による管理運営となり、平成28年3月31日をもって1期目の指定管理が満了となります。次期指定管

理の選定に当たりましては、公の施設に係る指定管理の指定の手続等に関する条例第5条の候補者の選定の特例を適用させていただき、非公募として手続を進めてまいりました。そして、東吾妻町指定管理選定委員会に選定に係る諮問を1月25日に行い、12月2日に答申をいただきました。この答申に基づき、候補者である提案者と協議を進めた結果、基本協定書の仮締結となりましたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、現在の指定管理者と同じ、前橋市敷島町252番地の2、ライジングプロモーション株式会社代表取締役須田公次でございます。指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

読み違いがございましたので、お願いいたします。

東吾妻町指定管理者管理選定委員会に選定に係る諮問を11月25日に行い、12月2日に答申をいただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） ご説明を申し上げます。

東吾妻町あづま温泉桔梗館につきましては、平成23年4月1日から指定管理者としてライジングプロモーション株式会社に管理運営を委ね、平成28年3月31日をもって1期目の指定管理期間が終了いたします。そこで、次期の指定管理者の候補の選定につきましては、現在の指定管理者は、指定管理者の更新に関する基本方針に基づき、更新の条件を満たしており、今後も適正な管理運営が可能な団体と判断し、町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、候補者の選定の特例を適用しまして、公募によらず、現在の指定管理者を選定し、指定管理者指定申請書等の書類の提出を求めました。

なお、指定管理者の更新の条件を満たしているか否かの調査や、提出されました申請書類を含めた総合的な審査は、東吾妻町指定管理者選定委員会にお願いし、11月25日に諮問を行い、厳正な審査の結果、答申をいただきました。

答申結果につきましては、別添をごらんいただきたいと思います。

総合評価は、Bのおおむね適切な提案であり、候補者の基準を満たしている答申を12月2

日にいただきました。この答申に基づき、候補者である提案者と協議を進めた結果、基本協定書の仮締結となりましたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、先ほども申し上げました現在の指定管理者、前橋市敷島町252番地の2、ライジングプロモーション株式会社代表取締役須田公次でございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

指定管理料につきましては、5年間で3,805万7,140円でございます。これに伴う債務負担行為の追加の願いは、3月に補正でお願いしたいと考えております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第25、議案第21号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町すこやかセンター福寿草につきましては、平成18年9月から指定管理者による管理運営となり、平成28年3月31日をもって3期目の指定期間が満了となります。次期指定管理者の選定に当たりましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の候補者の選定の特例を適用させていただき、非公募として手続を進めてまいりました。そして、東吾妻町指定管理者選定委員会に選定を諮問し、12月2日に答申をいただきましたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、現在の指定管理者と同じ、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会会長宮崎賢一でございます。

指定期間は、平成28年4月1日から5カ年でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、説明させていただきます。

東吾妻町すこやかセンター福寿草につきましては、平成18年9月から指定管理者として社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会に3期、お願いしております。今回の指定管理者の候補者の選定につきましては、町長提案理由のとおりでございます。現在の指定管理者は指定管理者の更新に関する基本方針に基づく更新の条件を満たしており、今後も適正な管理運営が可能な団体であると判断し、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、候補者の選定の特例を適用し、公募によらずに現指定管理者を選定いたしました。そして、東吾妻町指定管理者選定委員会へ11月25日に諮問、12月2日に答申をいただきました。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者と同じ、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会会長宮崎賢一でございます。

指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年でございます。

なお、答申書の写しが議案書の裏面にございますので、ごらんください。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第22号及び議案第23号の一括上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第26、議案第22号 町道路線の廃止について、及び日程第27、

議案第23号 町道路線の認定についての計2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第22号 町道路線の廃止について、並びに議案第23号 町道路線の認定について、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

廃止及び認定の議決をお願いする路線は、八ッ場ダム関連に伴うJ R 吾妻線の移設に伴う町道路線の変更及び大戸下宿地内の町道認定をお願いするものでございます。今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長(高橋 修君) 今回の町道路線廃止及び認定につきましては、先ほど町長の説明にもありましたが、J R 吾妻線移設に伴う路線のつけかえと大戸地内の新規路線の認定をお願いするものでございます。

初めに、議案第22号 町道路線の廃止について説明させていただきます。

町道路線の廃止をお願いする案件は、議案書裏面調書記載1路線で整理番号1、路線名、5128号線です。これは八ッ場ダム関連に伴うJ R 吾妻線の移設により松谷地区の下組踏み切りを廃止するため、町道5128号線の路線全体を一旦廃止するものでございます。

1枚めくっていただきますと、位置図に赤書きで示しております大字松谷地内の国道145号線から旧岩島第二小学校西側で黒色の路線の町道岩下川中線に接するまでの路線となります。

起終点の位置及び道路延長につきましては、調書に記載のとおりでございます。

次に、議案第23号 町道路線の認定でございます。

1枚めくっていただきますと、町道路線調書に記載しております3路線で、整理番号1、町道2279号線は、平成23年第2回定例会で請願書が採択された大戸下宿地内の測量設計が完了しましたが、租税特別措置法に伴う公共用地取得のための事前協議を進めるに当たって、現在、法定外公共物、通称、赤道では事前協議が認められないため、町道認定をお願いするものでございます。

次のページの位置図に赤書きで示しております大字大戸地内の国道406号から一級河川見城川までの路線となります。

続いて、整理番号2、町道5128号線、及び3、町道5334号線は、先ほどの松谷地区でございます。J R 吾妻線の廃止となった下組踏み切りのつけかえ新設部分を含む北側を町道5128号、国道から廃止踏み切りまでの既存町道を5334号線としてお願いするものでございます。

起終点の位置及び延長につきましては、調書に記載のとおりでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。12月11日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第28、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ各常任委員会に付託しますので、その審査を12月11日までに終了するようお願いいたします。

以上で、陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分調査くださるようお願い申し上げます。

なお、次の本会議は12月14日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 零時08分)

平成27年12月14日（月曜日）

（第 2 号）

平成 27 年東吾妻町議会第 4 回定例会

議 事 日 程（第 2 号）

平成 27 年 12 月 14 日（月）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 7 号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 第 2 議案第 8 号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 9 号 東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 10 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 11 号 東吾妻町通所介護施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 12 号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 13 号 東吾妻町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 14 号 東吾妻町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について
- 第 9 議案第 6 号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 15 号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 16 号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 17 号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 18 号 東吾妻町学校施設整備基金条例について
- 第 14 議案第 1 号 平成 27 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 15 議案第 2 号 平成 27 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 16 議案第 3 号 平成 27 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 17 議案第 4 号 平成 27 年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 第 18 議案第 5 号 平成 27 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 議案第 19 号 町有財産の処分について
- 第 20 議案第 20 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 21 号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 22 号 町道路線の廃止について
- 第 23 議案第 23 号 町道路線の認定について
- 第 24 陳情書の委員会審査報告
- 第 25 発委第 1 号 意見書の提出について（吾妻地区県立高等学校再編整備計画の見直し
に対する要望）
- 第 26 議員派遣の件について
- 第 27 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第 28 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14 名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	10 番	茂 木 恒 二 君
11 番	金 澤 敏 君	12 番	青 柳 はるみ 君
13 番	須 崎 幸 一 君	14 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君

企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	丸 山 和 政 君	農 林 課 長	松 井 秀 之 君
建 設 課 長	高 橋 修 君	上下水道課長	土 屋 利 夫 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	荒 木 博 之 君	教 育 課 長	角 田 豊 君

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 議 係	水 出 淳
--------	---------	--------------------	-------

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎議案第 7 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 1、議案第 7 号 東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 12 月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第8号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 9 号及び議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 3、議案第 9 号 東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例について、及び日程第 4、議案第 10 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題といたします。

本 2 件については、去る 12 月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第 9 号 東吾妻町温泉センター使用料条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第 10 号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 5、議案第11号 東吾妻町通所介護施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 6、議案第12号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号、議案第14号及び議案第6号の質疑、自由討議、討論、
採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第13号 東吾妻町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第14号 東吾妻町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、及び日程第9、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

本3件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第13号 東吾妻町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第14号 東吾妻町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第6号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号～議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第15号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第16号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第12、議案第17号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

本3件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第15号 東吾妻町立学校設置条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第16号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第17号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第18号 東吾妻町学校施設整備基金条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 文教関係なので委員会のほうで質問をしまして、資料請求をしたわけなんですけれども、いまだ出てこないということなので、この席でもう一度、担当課に説明をしていただきたいんですけれども、14ページの3項中学校費の中の光熱水費追加200万円、これにつきまして、どういう内訳でこうなっているんだということを質問したんですけれども、いまだまだ出てこないの、ぜひこの席でお答え願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 中学校費の200万円の追加のお願いでございますけれども、現在、10月までの支払い合計額は、537万8,385円という支払い状況でございます。これに對しまして、当初予算額が558万円ということであります。社会教育分で負担する部分もあるんですけれども、今後5カ月の前年度支出状況から見まして、月100万円ぐらいかかっていくということでございますので、社会教育負担分を除いても3月までに200万円不足するという、そういう今、試算ということで200万円のお願いということでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） このことも委員会の中で質問させてもらって、どうもちょっと納得ができないなと思っているものですから、もう一度確認のためにさせていただきたいんですけれども、統合が今年度初頭になるということは、もう前年度から重々わかっていたことなのに、統合されたというか、残った中学校が普通財産にならずに、今までずっと教育財産にあるということ自体の説明をもう一度お願いしたいんですけれども。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 廃中学校が残った備品等、統合中に移動したり、あるいは必要なものを小学校に移動したりということで、1年間は東中以外につきましては、備品の管理等ありますので教育委員会で管理するということで、こちらで予算計上させていただいております。そういうことでございます。済みません。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 多少、その説明で1年間ということだったということでありますけれども、社会教育としてはその施設はどのような割合で今、数字が出ましたけれども、もう一度、社会教育と教育施設としての予算の配分というか、その辺を説明願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 厳密な内訳はわからないんですけれども、中学校費としますと、社会教育のほうから月々25万円ということで300万円という社会教育負担分、厳密にはこれは分けられないんですが、便宜上そういう扱いをしております。ですから、1,000万円の上かかるわけですが、そのうち300万円、社会教育で負担しますと、700万円強、学校教育でかかるということで、この学校教育でとった当初予算の558万円に對しまして、200万円の不足が出るという試算でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） わかりました。

何でこんなに金額が張るのかということで、説明の中で基本料金が高いんだということでありましたが、この辺の内訳も資料として求めたんですけれども、各中学校の、その辺はわかっていますか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） 10月までの請求額に対する基本料金の内訳というのはわかっています。537万8,000円のうち、292万1,940円ということで、3分の2近くが使用料に限らず基本料金としてあるということでございます。

各学校ごとに申し上げます。東中学校につきましては、8月まで学校教育として支払いましたが、支払い合計額28万433円のうちの17万1,850円につきまして基本料金ということでございます。太田中学校につきましては、107万2,165円、請求額がありまして、そのうち67万1,646円が基本料金でございます。それと、岩島中学校につきましては、82万2,168円の総額に対しまして、54万1,326円が基本料金ということでございます。坂上中学校につきましては、123万2,528円総額がございまして、79万1,940円が基本料金ということでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） どうもありがとうございます。

東中学は途中からエコーマークに移行しましたので、8月までということで金額は少ないんですけれども、押しなべて50万円以上が基本料金であろうという数字が今、出されましたけれども、79万円のちょっと多いなと感じる坂上は、何か別の施設があるとか、そういうことはあるんですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田 豊君） それは特にないんですけれども、契約電力ということで過去1年間の最大の電力で基本料金が設定されるということで、坂上が廃中学の中では一番大きな契約電力ということになっております。ですから、その基本料金も一番大きくなっていくというところでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 了解です。

確かに、坂上地区は暖房費とかが多少多目にかかる可能性もありますから。じゃ、とりあ

えずこれで終わりにいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで執行部から予算書の訂正について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長。

○副町長（渡辺三司君） お世話になります。

平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、その中の一般会計からの繰出金と特別会計の中の一般会計からの繰入金の額に1,000円の差異が生じてしまいました。これについて、議案書を訂正したいということでございますので、詳細につきましては、町民課長のほうから申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

国保特別会計補正予算の訂正のお願いでございます。

過日差しかえさせていただきました国保特別会計補正予算書をごらんください。

4 ページをお開きください。

4 款 2 項 1 目財政健全化補助金を1,000円減額しまして、231万7,000円に訂正でございます。

次に、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金の 4 節その他一般会計繰入金を1,000円増額しまして、232万2,000円に訂正しまして、一般会計繰入金補正額を計2,193万7,000円に訂正するものでございます。

この訂正に伴いまして、2 ページの第 1 表の歳入と 3 ページの事項別明細書の総括の歳入につきまして、それぞれ1,000円分が訂正となります。

以上、訂正箇所につきましては、歳入部分の訂正で、歳出については変更ございません。

また、補正額の合計及び歳入歳出予算の総額についても変更はございません。

以上ですが、今後はこのようなことがないよう十分注意して事務処理を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

差しかえの予算書については、過日、資料として配付してあると思いますので、ご確認をいただきたいと思います。

本件については、去る12月 4 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第18、議案第5号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第19、議案第19号 町有財産の処分についてを議題といたします。

本件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(7番 根津光儀君 退場)

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 2番、3番、4番、5番、6番起立。8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番起立。お座りください。

7番議員は退席ということで、確認をお願いします。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

(7番 根津光儀君 入場)

◎議案第２０号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第20、議案第20号 東吾妻町あづま温泉桔梗館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第21、議案第21号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る12月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は
起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号及び議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第22、議案第22号 町道路線の廃止について、及び日程第23、
議案第23号 町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

本2件については、去る12月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第22号 町道路線の廃止について、採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は
起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第23号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第24、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情3号 安心して住み続けられる坂上地区づくりに関する陳情を議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、付託陳情書の審査についてご報告を申し上げます。

陳情3号 安心して住み続けられる坂上地区づくりに関する陳情であります。

この陳情につきましては、前9月定例会において継続審査となっておりましたが、陳情者の轟栄様、今野様より再度強い要望があり、12月7日、総務建設常任委員会を開催し、審査をいたしました。

このことにつきましては、今後、坂上地区内でボランティア等を立ち上げ、地域一丸となって間近に迫っております大柏木トンネルの一般供用により変化するであろう車と人の流れに合わせ、地域を盛り上げたいとの強い意思を感じたところであります。

当委員会として慎重審議をした結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

本会議においても同様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情 8 号 東地区の子育て環境の整備に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る 12 月 4 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、12 月 4 日の本会議で文教厚生常任委員会に付託されました陳情 8 号 東地区の子育て環境の整備に関する陳情書の審査結果についてご報告申し上げます。

12 月 8 日開催の当委員会に陳情者のうち、橋爪さん、大塚さん、飯塚さんの 3 名にお越しいただき、子育て環境の実態や陳情書の補足説明をいただきました。3 人の方々から子育て環境の充実は、住みよいまちづくりに向けた第一歩であるといったご意見をいただき、それらを踏まえ、委員会では慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもお取り計らいくださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、審査の過程で、陳情内容の実現に当たっては、現行計画との整合性や制度調整に十分留意しながら、進めるべきであるとの意見が一部委員からありましたので申し添えます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情 9 号 町道5085号線拡幅改良工事に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る12月 4 日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、陳情 9 号につきまして、報告を申し上げます。

去る12月 4 日本会議において、総務建設常任委員会に付託されました陳情 9 号 町道5085号線の拡幅改良工事に関する陳情であります。

12月 8 日建設課長の同行を求め、委員全員で現地調査を実施いたしました。

現地において、陳情者であります在下区長の小野塚様、上野区長の田村様ほか 3 名の方々より説明をいただきました。

この道路につきましては、幅員も狭く、急勾配な道路でありまして、全線を拡幅するのは無理な面があるという意見が多数を占め、部分的な改良でかなり改善されるのではないかという現地調査の結果、当委員会で審査をいたしました。

部分改良が可能であろうということで、当委員会として全会一致で採択すべきものと決し

ました。

本会議においても同様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げ報告といたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情11号 上信自動車道の開通に伴う発展政策提言の陳情書を議題といたします。

本件については、去る12月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、陳情11号についての審査結果を報告させていただきます。

総務建設常任委員会に付託されました陳情11号 上信自動車道の開通に伴う発展政策の提言の陳情であります。

12月7日、総務建設常任委員会を開催し、説明員として橋爪様、上原様、天沼様の出席を求め、審査をいたしました。

この件につきましては、数年先に開通する上信道により、車の流れ、人の流れが通過する町になってしまわないような方策をとるべきであろうということは、委員会の中で全員で共

通認識を持ったところであります。

また、川戸インターより原町バイパスへ直行するアクセス道につきましては、今後の課題として可能であれば原町駅の駅舎の移動も含め検討し、商業の拡大、工場誘致を図る必要があるだろうということで、当委員会として全会一致で採択すべきものと決しました。

本会議においても同様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

陳情10号 陳情書（旧太田中学校の活用について）を議題といたします。

本件につきましては、去る12月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。

総務建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第25、発委第1号 意見書の提出について（吾妻地区県立高等学校再編整備計画の見直しに対する要望）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） 発委第1号 意見書（吾妻地区県立高等学校再編整備計画の見直しに対する要望）の提出について、趣旨説明を申し上げます。

現在、群馬県では「高校教育改革推進計画」のもと、県立高校の再編整備が進められておりますことは皆様もご承知のことと思います。

8月には、吾妻地区新高校の概要が公表され、各科の学級編成も明らかになり、現行の6学級から5学級に削減されるというものでありました。文教厚生常任委員会でも、進学や人材育成の面はもとより、地域の文化、経済活動に及ぼす影響等を踏まえ、さまざまな角度から高校再編について議論を重ねてまいりました。

今回、委員会として、発委させていただくのは、高校再編計画を見直し、地方創生の基本方針である人口減少問題の克服や地域活力につながるように、現行の学級数維持などを求めるものであります。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤聡一君） 委員長にお伺いしたいんですが、委員会の中で跡地利用という、この前、全協ではいろいろ質問させていただきましたが、質問し忘れていたので、跡地利用の点について何か話が出たかとか、要は、基本的にこれに盛り込む、盛り込まないの話も含めた経過をお聞かせいただきたいと思います。

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） ただいまご質問ございました跡地利用につきましては、

特にその点につきましては、意見等は出されなかったというふうにご報告申し上げます。

○議長（一場明夫君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 2番から5番、起立、お座りください。7番から14番まで起立、お座りください。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第26、議員派遣の件についてを議題といたします。

1月12日、開催、群馬県市町村振興協会主催の市町村トップセミナーについては、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

ここで休憩を取ります。

再開を午前11時10分とします。

(午前10時55分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(一場明夫君) 日程第27、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

(「議長、ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 文教厚生常任委員会。

(「議長、ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 議会運営委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

(行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇)

○行財政改革推進特別委員長(金澤 敏君) では、12月定例会での行財政改革推進特別委員

の報告をさせていただきます。

去る12月9日に、町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと、12月定例会中の当特別委員会を開催いたしました。

まず、9月議会以降の総合戦略本部の会議経過と事務事業評価委員会報告についての説明がありました。

事業評価シートでは、各課より出された16の項目は、拡充が3件、新規が1件、見直し4件、現状維持が8件となっております。

説明の後、質疑が行われ、まずは、新規の乳児おむつの助成事業について質問が出されました。新生児から1歳の誕生日までで、上限月3,000円、約70名を予定し、250万円の予算立てを目指しているとのことでしたが、2歳ぐらいまでできないのかとの要望も出され、様子を見て検討していくとの答弁がありました。

拡充の項目として、育英資金貸与制度についても、現在は利用者数が少ないこともあり、借りやすくし、入学金にも使えるようにしたいとのことであります。

見直し項目については、質疑応答の中で、おおむね委員からは異論は出ませんでした。

次に、庁舎建設でありますけれども、もし仮にふれあいの郷に決定した場合は、全ての課が入り、もろもろの貸し出しなども行えられるのかとの質問には、厳しいのではないのかとの答弁がありました。

スポーツ関係施設の問題では、中学校統合によって、あいた中学校のスポーツ施設の有効利用への希望や要望が出されましたが、うまく議論がかみ合うところまでいきませんでした。同じく、太田中学校の施設利用の質疑もありましたが、この問題も明確な答弁がないまま、見解の相違として終了いたしました。

町有施設の有効利用の項目では、指定管理者制度への説明を求め、民間業者の参加を促進する方向を追求すべきではないのかとの意見が出されております。

最後に、実質公債費比率、将来負担比率に関して、他町村との比較で、当町はどうして同じような有利な起債を行いながら、今このような数字になっているのか。もっと真剣に検討することを求める意見が出されました。

以上で、今定例会における行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（一場明夫君） ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長。

（ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長 根津光儀君 登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（根津光儀君） 今定例会中の当特別委員会の会議について、ご報告いたします。

12月10日10時より、委員会室にて開催されました。委員全員のほか、町長、議長、副町長、国土交通省から矢崎所長ほか職員の皆様、群馬県ハッ場ダム水源地域対策事務所大竹所長ほか職員の皆様においでいただいて、説明を受けました。

ハッ場ダム建設及び下流周辺地域振興対策に関することにつきまして、ダム対策の経過報告を町から受け、続きまして、ダム関連事業の9月定例会以降の状況について、国土交通省、群馬県及び町より説明を受けました。

国土交通省ハッ場ダム工事事務所からは、来年6月のダム本体打設に向けて順調に工事が進んでいる旨、また、群馬県より県道川原畑・大戸線の建設につきまして、ほぼ終了したという旨の報告がありました。

また、町よりは、ふれあい公園整備について、十二沢パーキング整備について、猿橋整備状況について、町道松谷・六合村線について、天狗の湯利用状況について、道の駅あがつま峡利用状況について、シャトルバス試験運行について、ほか説明を受けました。

質疑の中で、大柏木プラントヤード跡地の整備と今後の利用について、また道の駅あがつま峡シャトルバスの今後の取り組みについて、及び町道松谷・六合村線の状況について、質疑がありました。

以上です。

○議長（一場明夫君） 地方創生調査特別委員会。

地方創生調査特別委員長。

（地方創生調査特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○地方創生調査特別委員長（青柳はるみ君） 地方創生調査特別委員会では、人口ビジョン、総合戦略について現地調査、各委員の意見のまとめをいたしました。

町執行部のほうの案として出されたものを研究し、地域資源を探るとともに、町の課題の克服、人口減でも持続可能な町づくりを議論、研究しました。

人口対策では、思い切った意識を変えることが必要なこともありました。もう一回ほど委員会を持ち、町に提出することと特別委員ではいたしました。

以上です。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

議会広報対策特別委員長。

(議会広報対策特別委員長 山田信行君 登壇)

○議会広報対策特別委員長(山田信行君) その前に、ちょっと声が出にくいので、お聞き苦しい点があるかと思えますけれども、ご勘弁をいただきたいと思えます。

議会広報対策特別委員長より、2点について報告をいたします。

平成27年度全国町村議会議長会の主催によります広報研修会が10月20日、21日、2日間の日程で、東京都千代田区砂防会館にて開催され、委員7名、事務局1名にて参加しました。3名の講師により研修を受けていただきました。広報コンサルタントの小田順子さん「議会広報紙の文章」、地域活性化センター広報室長畠田千鶴氏による「思わず手にとる 読みたくなる 議会だよりを目指して」、次に、議会広報サポーター芳野政明さんによる「優良議会広報クリニック」等の演題でありました。

議会広報には、議会改革の一環として町民に開かれた議会の実現を目指す取り組みが活発している中、住民目線に立って編集をし、広く住民に提供する広報であるべきである。町民の声を酌み取り、住民の議会との総意をはかることが必要であるということでありました。

かいつまんで言いますと、伝える議会から伝わる議会へと、そういうような広報の編集をしていきたいという指導でありました。

また、11月27日金曜日であります。群馬県市町村会館において、広報の研修会が開かれ、町民に読まれる、議会活動が伝わる議会広報のチェックポイントということで、芳野政明氏による講演がありました。東京でもたまたま同じ先生でありましたので、復習等の意味があったかなというふうに思います。

以上、議会広報対策特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査(調査)事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査(調査)事件として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査(調査)事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第28、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（一場明夫君） 7番議員、根津光儀議員。

（7番 根津光儀君 登壇）

○7番（根津光儀君） 議長の許可を得まして、一般質問をいたします。

子育て支援充実と保育所及び臨時職員の待遇について、中澤恒喜町長に質問いたします。

地方創生に取り組む中で、その基本は若者の定住です。数値的目標を立て、Iターン、Uターンを促進していくことです。若い世代にとって大きな関心事は、仕事と子育てです。幸い当町には、大企業の工場や医療機関、大型店舗などが立地し、関連企業やコンビニ、飲食店などもあり、基礎的雇用力は高いと考えられます。

また、隣接地域への通勤事情も今後向上してくるものと思います。

新規就農者、東吾妻町青年等就農計画認定事業対象者で40歳未満の人は、昨年度2名、今年度2名の就農となっています。昨年7月から本年8月にかけての、1年間の農業法人への就農者は4名、そのうち3名は45歳未満の若手です。この町にとって宝物であるこれらの若者に、よりよい子育ての環境を整えていくことは、政治と行政の大きな仕事です。

就学前の子供たちの保育については、町立の幼稚園・保育所、そして家庭がその役割を担っています。合併5町村のそれぞれに一つずつある幼稚園を中心とした保育事情には、地域差があります。保育サービスを提供するという視点から、ニーズを掘り起こし、漏れのない提供を行っていくために町長がどう取り組んでいくのか、次のことを質問いたします。

1、若い世代が暮らしやすい町にしていくために、子育て支援は重要な政策と考えますが、どう取り組んでいきますか。

2、子育て会議の報告では、病児保育のニーズはないとされていますが、町民からは設置を希望する声があります。取り組んでいく考えはありますか。

3、早朝保育、延長保育希望の声がありますが、どのように考えていますか。

4、建物が老朽化した保育所がありますが、建てかえ計画の現状について教えてください。

次に、保育所を統廃合し、新たなサービスの提供を行っていく中で、解決しておきたい大きな問題があります。臨時職員に大きく頼っている状態で、それらの方々への処遇が余りにも冷たいということです。統廃合により人員が余るかもしれないという中で、臨時職員を解雇すること。正規職員とかわらない労働環境にありながら、ボーナスも一時金もない。時給は有資格者で1,000円、一般事務職で800円、有給休暇、昇給制度もない、任期は6カ月ごと、町の発展に寄与すべく、真摯に取り組んでいる彼らの処遇について、改善していくことは地方創生にも関連する重要な事柄と考えます。保育現場、教育現場、福祉の現場、そのほか、町が行っている各種サービスで実質的な業務に携わる臨時職員、それぞれに共通することですが、町長の考えを伺いたく、次のことを質問いたします。

- 1、臨時職員の雇用状況と待遇について教えてください。
- 2、保育部門の雇用状況について教えてください。
- 3、教育部門の雇用状況について教えてください。
- 4、臨時職員の新しい登用制度について、検討する考えはありますか。

以上、合計8点を質問して自席に戻らせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目めの1点目の若い世代が暮らしやすい町にしていくための子育て支援でございますが、若い世代が暮らしやすい町にしていくために子育て支援は重要な政策と考えております。町では、今年度から出産祝い金の支給対象者及び支給額の拡充を初め、安心出産、宿泊支援事業、補助金の創設や保育料の引き下げも実施しております。

また、新たにスタートいたしました子ども子育て支援事業計画や、現在策定に向け進めております東吾妻町総合戦略、及び人口ビジョン等を踏まえて、引き続き子育て支援を推進してまいります。

2点目の病児保育についてでございますが、保育所内での病児保育の実施は、職員配置、専用のスペースの確保、在園児への感染の予防等の課題があります。県内においても単独で実施している自治体は少なく、今後、医療機関への委託等を含め検討してまいりたいと考えております。

3点目の早朝保育、延長保育についてでございますが、現在、原町保育所で実施している

保育時間と同様の保育時間を示しているものと考えますが、希望者の把握につきましては、新規の入所案内や面接時において、また保育所においても要望の把握に努めるよう指示しております。今後、希望者がいる場合には、実施に向け前向きに検討していきたいと考えております。

4点目の保育所の建てかえ計画についてでございますが、あづま保育所を除く3保育所は老朽化しており、保育所の整備は緊急の課題と捉えております。子ども子育て支援事業計画におきましても、保育所の整備として老朽化が進んだ原町、岩島、大戸の3保育所を整理統合し、原町地区に新設の保育所を建設する計画が盛り込まれており、現在、計画実現に向け取り組んでいるところでございます。

2項目めの1点目、臨時職員の雇用状況と待遇についてでございますが、平成27年12月時点で、109名の臨時職員と非常勤職員として、ALT、園長、社会教育指導員等の11名を雇用しております。待遇につきましては、郡内町村においても臨時職員を雇用しておりますが、職種や雇用形態もさまざまで、一概には比較できないのが実情でございますが、時給単価で比較した場合、郡内の平均よりも高位にあるといえます。

2点目の保育部門の雇用状況についてでございますが、保育所に28名、児童クラブ5名、子育て広場2名、合計35名でございます。内訳といたしましては、フルタイム18名、短時間勤務が17名でございます。

3点目の教育部門の雇用状況についてでございますが、幼稚園に15名、小学校13名、中学校7名、給食センター9名、教育委員会に4名、合計48名でございます。

この雇用状況は、フルタイム17名のうち、講師4名、教諭6名、栄養士1名、調理員1名、事務局4名、マイタウンティーチャー1名でございます。短時間勤務31名の内訳といたしましては、マイタウンティーチャー11名、支援員13名、調理員7名でございます。そのほかに、遺跡調査に伴う短時間の臨時職員19名と、給食センター調理員の代替臨時職員として9名がおります。

4点目の臨時職員の新しい登用制度について、検討する考えはありますかについてでございますが、町では、東吾妻町職員定員適正化計画を策定しており、この計画に沿って進めたいと考えております。

なお、保育所の統合等に伴い、正職員や再任用職員等、適材適所の人事配置を行い、臨時職員の縮小に努めてまいりたいと考えておりますので、現時点では新しい登用制度につきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 7 番、根津議員。

○7 番（根津光儀君） 町では、出産、そして出産祝い金、あるいはそのほかの政策をとっているとおっしゃいましたが、なかなかニーズをきちんと掘り起こすということが、ひょっとしたらできていないかもしれないということが、私は今回感じました。

それはどういうことかと申しますと、この子ども子育て支援事業計画の中で、39ページでしたか、病児保育の事業ということについて、私もこれを策定するときの委員になっていました。その中で、アンケート調査等の中から、ニーズは病児保育についてはないというふうにされていました。そして、策定に当たりまして、さまざまな委員さんの意見の中から、ニーズはないが項目としてはここへとおくということで記載はされています。ただし、ゼロ・ゼロというような書き方になっています。

ところが、今般、町は総合戦略会議を立ち上げて、その中で職員の皆さんの声を盛り込んでいくということで、先週までの特別委員会の中であった報告の中には、病児保育について何とかしていくべきではないかということが職員の中から上がっていたんですね。アンケートして、町民の皆さんにお願いしたときには出てこなかったけれども、職員の方のそれぞれの気持ちを聞いてみたら、その年代の職員の人は病児保育について強い希望を持っていたということになるんだと思うんですけれども、この病児保育について、町長はどのような考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 病児保育につきまして、子ども子育て支援事業計画の策定に伴うアンケートにおきましては、病児保育のニーズがなかったということでございまして、また今般の総合戦略の策定に当たりましての関係職員の中から、必要ではないかというふうな意見があったということでございまして、そういうものをそれぞれその状況に応じてこの差が出てくるのかなというふうに思っておりますけれども、先ほどもお答えをいたしましたように、保育所内でのスペース、また在園児童への感染予防という問題もございしますので、今後、医療機関等にもいろいろお話を伺いながら、今後の検討課題ということで進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7 番、根津議員。

○7 番（根津光儀君） 検討していくというふうに、町長、お答えになりました。

これ、いい意味にとっていいのか、このまま流すという意味なのか、非常に難しいなと受

けとり方の中では思っているんですけれども、東地区の幼稚園・保育園について、先日、役所の協力を求めまして、ちょっと夕刻なんですけれども、伺ってみました。

非常に幼稚園は、何ていうんですかね、施設のにも大きいところに現在、24名で余裕があるようにも見受けられました。一番私がその中で、おおそうじゃないかと思ったことは、実はお隣に国保診療所があって、国保診療所の先生は、内科、外科、そして小児科について標榜している全方向の先生ですので、非常に心強い、東地域であれば設置することが比較的可能なのではないか。そして、そこには町の臨時職員さんの看護師さんがいるということですので、何かここへは光が当たっているなというふうに私は感じたんですけれども、そういうことを踏まえて、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員の一つひらめいたアイデアの中に東診療所の隣の幼稚園というふうなお話もございました。そういう意味で、非常に立地的に病児保育についてすぐれている箇所ではないかということでございました。それについては、非常に私も同感でございます。先ほども申し上げましたように、やはり医療機関等へのいろんな問い合わせ、協議を行って、それに合致し得る条件が設定できることになれば、病児保育も実施できるのではないかとこのように考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） そうすると、一生懸命これから研究していただいて、そして実施できるのではないかなというふうに町長は今考えているということだというふうに受けとらせていただきます。

次に、保育園の統合について話題を移します。

3園の統合、言わずもがな、坂上、岩島、原町の3園であります。これを30年統合というふうに子ども子育て支援事業計画の中では書いているんだというふうに思いますけれども、その統合の形の中で言いますと、いわゆる3号認定未満児、3号認定を受ける3歳以下の子供を保育所へという考え、そして1号認定、2号相当認定というような書き方で、満3歳以上のお子さんは就学まで幼稚園で預かるというような計画ですけれども、この計画の中ですと、3歳未満のお子さんは保育所、そして3歳以上就学までのお子さんは幼稚園というふうに分けられているように私は読みますけれども、その辺は町長はどういうふうに受けとっておられますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 3歳未満児は保育所、3歳以上は幼稚園に入って、それぞれ保育をしていただくということでございます。分けるということではなく、それぞれの設備等も保育所は保育所でしっかりと保育をしているわけでございますけれども、その施設の機能を十分に果たしていくことが必要であるというようなことから、そのように分けられるであろうということでございます。これが弊害ということではなくて、より十分に子供たちの教育・発育のためによい方向ではないかということで、計画をしているところでございます。

そのような中で、各子育て家庭の事情に沿った形で各保育所・幼稚園が運営されていくことになれば、子供たちにとって非常によいことではないかというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） そうすると、どうも町長は、保育そして幼稚園教育というのは、現在のところ分けて考えておられるというふうに受けとったんですけれども、実は議会のほうに先日、東地区の子育て環境の整備に関する陳情というものが上がってまいりまして、先ほどこの陳情については採択されたわけですが、このときの説明に来てくださった若いお母さんたちと審査の中でお話しする中で、やはり感じたことは、認定こども園方式を望んでいるというふうに私は受けとめました。

保育所が統合されるときに、幼稚園と別の敷地にするのか、幼稚園と同じ敷地、発想を変えていえば、原町幼稚園の敷地を広げてその中に保育所を設置するというようなことは考える中にはありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各地域ごとに望む保育形態というものも若干違うのではないかなというふうに思います。その施設の条件ですとか、幼稚園と今おっしゃった保育所の立地的な関係等もありますので、そういう認定こども園ということで考えているところではございませんけれども、その地域の子育て家庭の要望に応じたような、そういう運営が保育所・幼稚園の運営ができればいいのではないかなというふうに思っております。

また、敷地等のお話もございましたけれども、今後、町の町有地等も考慮に入れながら、今後検討し、そして決定してまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 同じ敷地の中に、あるいは幼稚園の敷地を広げて、そこへ保育所をつくっていくというふうに受けとってよろござんすか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 土地の問題でございますので、幼稚園と保育所というお話でございますので、やはりそれなりの広さがなければなりません。そういう意味で今、非常に早急に検討を進めているところでございますので、ここではっきりとその方向は申し上げるわけにはちょっといきません。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 東の幼保を視察して、県道を地下道で行き来できるようになって、非常に私、ああこういうやり方もあったかとは思いましたけれども、やはり隣接する2つの施設の間には垣根がないほうが今後、認定子ども園を町が目指していくとすれば、有利ではないかなというふうに思いますので、その辺お願いいたします。

さて、実は保育所が統合されると、現在の数の数え方、雇用の人数の数え方でいって、66%の保育士さん、あるいは保育の補助の方が臨時職という問題が出ます。半分以上が臨時の方、それが大きな施設の中で保育をしていかなければならない、こういう問題が生じてきます。

私が一番心配するのは、職員同士が果たしてそういう状態でうまく子供たちの保育に取り組んでいくことができるのかどうか、そこをうんと心配しているわけなんですけれども、町長、そういった状況というのはどういうふうにお考えですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 保護者の皆さんも保育所・幼稚園なり、先生方が全て正職員であれば安心できるというふうなお話も時々伺いますけれども、しかしその時々、またそのニーズといいいますか、フルタイムに職員がそれだけ必要なのかという面から見てみますと、それほど正職員として全てを配置するという必要もないのではないかなという状況もあるわけでございまして、そういう意味からして、臨時職員の中にも短時間の勤務のほうがいいというふうな方もいらっしゃるって、そういう合意の中で働いていただく場合もございまして、正職員、むやみに多くすることなく、子供たちの成長のためによい保育所・幼稚園の運営ができるように、今後もしっかりと考えながら、職員につきましては、合理的なそして優良な配置を努めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） もう一点、指摘いたします。

現在、統合中学校も含めて、我が町のマイタウンティーチャー、町長の先ほどの答弁の中で11人というふうになっていたかと思います。そして、特別支援員が4人おられると思いま

す。全て臨時です。確かに、学校を長年、教育現場で勤めて、そして定年なされた先生に、こういったお仕事をお願いしているという現状はわかりますけれども、その人たちもいずれ年齢を重ねていけば、この現場に立つこともできなくなりますし、そうすると若い新進気鋭で、本当にうちの町が必要とする人をマイタウンティーチャーとして求めていく、それなりの処遇を考えていくということも地方創生の大きな柱になり得るのではないかと、私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） マイタウンティーチャーでございますけれども、町内に教育の経験のある、有能な方がいらっしゃるということで、ご尽力をいただいております。今後人材等も発掘しながら、よき学校教育を推進するために、必要であればそういうふうな方をお願いをすることもあると思います。いずれにしても、子供たちの本当の教育を進める上で、最適な状況というものを今後もつくり出していきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） この件のことでいろいろ、教育委員会さん、そして本庁の職員の皆さんにご協力を得て、私なりにいろいろ勉強してきた中で、「地公臨」という言葉が出てきて、地方公務員法に基づく臨時的職員という考え方がある。これは県の臨時の教職員の採用の仕方の中に、そういった考え方があるんだそうですけれども、それを我が町がすぐいろいろやっていって、この根本の地方公務員法にうまく沿うようにできるのかどうかは別として、地公臨という県の仕組みの中では、任期であるとか、給料であるとか、昇給であるとか、期末手当、そういったものについて配慮がなされていて、そしてそういった先生方もほかの現場で正規の職員の方と、和気あいあい仲よく、一生懸命子供たちの成長のために取り組んでいくことができているということでもあります。

こういったことを考えながら、保育あるいは教育、そしてそのほか町が行っている非常に重要な行政サービスの中に生かしていくことはできないのか、町長にもう一度伺いたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地公臨という制度ということでございますけれども、これにつきましては、県の段階では行っておりますけれども、各市町村でこのような制度というものはまだ採用している自治体はないというふうに思っています。非常にハードルも高い問題だと思いますけれども、今後の研究課題だというふうに思っております。

東吾妻町の教育について、地公臨制度まで突っ込んで考えていく必要があるかどうか、そういうものも踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） ぜひ、町当局に真剣に取り組んで勉強していったほしいと思います。

そして、行政改革の根本は、やはり職員の皆さんが生き生きと輝きながら、この町の発展のために取り組んでいく、これが基本だと私は思います。その中でやる気がなくなってしまうようなこと、それは行政改革とは言えないと私は思いますので、そのことだけはここで発言させてもらって、質問を終わりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○7番（根津光儀君） 町長のお考えがあれば。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町につきましても、若い職員を毎年採用いたしまして、しっかり働いていただいております。やはり見ていて、若い職員が一生懸命やるということは、私たちにとっても本当に気持ちのいいことで、そしてまた町民の皆さんから見ても非常に満足できることだというふうに思っております。今後も若い職員がやる気をますます起こるような、そういう状況の中で仕事をしていただきたいと思います。当然、行政の改革につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で根津光儀議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開を午後1時とします。

（午後 零時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 山 田 信 行 君

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

続いて、9番議員、山田信行議員。

（9番 山田信行君 登壇）

○9番（山田信行君） それでは、大変お聞き苦しい点があるかと思えますけれども、少し聞いていただきたいと思います。

議長の許可をいただきましたので、3つについて素朴な質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、福利厚生について、お話をさせていただきます。民間企業では、社員の幸福度、いわゆるモチベーションを上げるためにさまざまな福利厚生制度を積極的に推進しております。やる気につなげるのかなというふうに思っております。町の職員においても同じことがいえると思います。幸福度、モチベーションの低下は仕事のやる気にも大きく関係すると思われま。

そこで、3つの点について町長にお伺いいたします。

東吾妻町職員の福利厚生は、民間企業と比べて充実しているかどうか。

また、2番目でございますけれども、職員のための福利厚生経費は、他町村に比べいかがでしょうか。

3番目、職員の職場環境に対する不満度、そういったものの評価はしたことがあるか、お尋ねをいたします。

続きまして、2つ目でございますが、町の商店へ、さらなる活性化支援はということで質問させていただきます。

人と人との触れ合いが希薄になった現在、地域社会に密着したコミュニティーの担い手として、商店街の機能が見直されています。問題は、地域によって異なることが多いと思いますが、商店街が果たす役割もさまざまであります。町の活性化、地域の活性化を担うために、商店街の存続は大きいのではないのでしょうか。

商店街は買い物をするところだけではなく、情報を相互発信する地域の社交場でもあり、憩いの場でもあるというふうに思います。町のにぎわいを提供する場所でもあるのではないのでしょうか。

商店街ににぎやかさが出てきて、地域のコミュニケーションがとれるようになれば、地域の安心感や温もり、明るさ等ももたらすというふうに思います。そのことが防犯、またひいては防火対策になり、高齢者また子育て世帯にも生活環境がつけられるというふうに思います。

また、さらなるニーズが出てきて、商店街も新たな役割が期待されると思います。

例えでありますけれども、役割を果たす、これは「町の灯台」とも言えるのではないのでしょうか。

商店街の充実は極めて厳しい状況と言って間違いないと思います。商店街の店舗の減少、高齢化、後継者不足、商店街としての資金不足、また大型店との競合など、さまざまな問題を抱えています。商店街の活性化のお手伝いをしてみてはいかがでしょうか。商工会サイドでも検討しているようですが、イベントの支援、指導、またホームページの作成、商店街誘致、新店舗への優遇措置、商店街の共同駐車場等もあると思います。

また、ポイントカード、商品券事業、成果を上げつつある中、さらなる拡充、補助金等の対応についてもカンフル剤が必要だと思います。

一例ですが、現在利用しているポイントカード機は、22年を経過し、部品交換の供給も終わったということでもあります。行政、商工会も含め、さまざまな方面からさまざまな支援が今、不可欠だというふうに思います。商店街の活性化は、住民、町とのウイン・ウインの関係をもたらすことになると思います。町長のお考えをお聞きいたします。

最後、3つ目でございますが、小規模工事登録制度について質問させていただきます。

小規模事業者、国・県・町等の比較等は資格はありますが、現場に行かなければ仕事にならないという声をよく聞きます。規模的にも問題があり、全てをこなさなくてはならない事業所、小規模工事登録制度を周知していると理解はしております。

そこで、4点について質問をさせていただきます。

町の発注工事に対し、本制度をどのように位置づけて取り組んでおられるのか。

また、2番目、これまでの登録者総数、現時点での登録者数はどのくらいになるのか。

3つ目、登録者に対し、工事の周知はどのように行ってきたのか。

4番目、当地に生まれ育ち、日本を代表する企業の皆さんは多くお住まいです。しかし、地元はその痕跡が薄く、残念に思うところであります。入札制度を全く否定するものではありませんが、みずから誇れる仕事、地元の仕事、いわゆる作品的なものかなというふうに思いますけれども、職人の意気込みを大事にしていきたいと思います。日本の名工、群馬県では4名が名工に指定されました。かつて東吾妻町にも2名、技能オリンピックで金賞をとられた方もおられます。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

自席にて再度質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

最初の東吾妻町職員の福利厚生制度は、民間企業と比べて充実していると言えるかについてでございますが、町の職員が加入しております共済組合は、強制加入等の特質を有する社会保険制度の一環として職員の福利厚生に資する制度であり、組合員及びその家族の福祉と健康の増進を図るため、疾病の予防等、保健に関する事業、保養事業等を行っております。

公務員と民間において、制度上の相違があるものと思われまし、民間でも会社によって異なっていると思われまし。

2点目の、職員のために福利厚生経費は他町村に比べいかがでしょうかについてでございますが、合併後、福利厚生費の予算計上はございません。また、他町村においても同様と考えております。

3点目の職員の職場環境に対する満足度はどれくらいかと評価しているかでございますが、役場庁舎につきましては、昭和33年に建設をされ、その後、増改築等行っておりますが、大変老朽化が進んでおり、事務室、書庫等も狭く、また休憩室もなく、決してよい職場環境だとは言えないと思っております。

2項目めの町の商店へさらなる活性化支援はでございますが、山田議員ご指摘のように、ポイントカード事業は、平成5年に開始し、県下でも先駆け的に取り組んだ事業と伺っております。事業導入から22年が経過する中で、先般、商業協同組合からこのポイントカード機器の更新に向けた補助支援の要望書をいただいたところでございます。商店の情報関連設備の時代に即した更新は、サービスの向上や顧客の獲得、消費者のニーズに対応した商店街の活性化に欠かすことのできないものと考えております。商工会とも連携し、国や県の補助制度などとも協調しながら、支援の検討を行っていきたいと考えております。

3項目めの小規模工事登録制度につきましては、入札参加資格のない中小業者が登録し、自治体が発注する小規模な工事、修繕などに受注機会を拡大する制度。地域経済の活性化にもつながっていくと理解をしております。

1点目の小規模工事登録制度の位置づけは、平成19年度より、町の入札参加資格の認定を受けていない小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的として、実施法施行令で規定された随意契約ができる130万円以下の予定価格の工事及び修繕、50万円以下の業務委託で実施をしております。登録の方法としましては、登録希望業種3種類を具体的な工事等の内

容も含め登録できるようになっております。

2点目のこれまでの登録事業者総数につきましては、2年ごとに受け付けをしておりますが、平成19年度から26年度までで延べ69社となっております。また、平成27、28年度の小規模工事等希望者登録申請の状況ですが、現在7社となっております。

3点目の登録業者に対する工事の周知についてでございますが、これまでも予定価格は250万円を超えることが見込まれる工事につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、年度当初に発注見通しを公表しておりますが、小規模工事につきましては、基準に満たないことから事前の周知等は行っておりません。

4点目の公共事業に関連した技術の伝承についてですが、昨年11月に行われました技能五輪全国大会におきまして、当町在住の富澤和隆さんが建具部門で金賞を、さらには本年度現代の名工表彰におきまして中澤眞澄さんが左官部門で受賞されるなど、卓越した技能が評価をされております。当地にはこうした技能をお持ちの方が多くいることは、議員ご指摘のとおりでございます。

全国的に建設技能労働者や技術者の担い手が不足している現状の中、こうした技能を公共事業に生かすことは、建設業の活性化や品質の向上にもつながることから、必要であると考えております。このため、小規模工事等希望者登録制度は、受注の機会を拡大するだけでなく、東吾妻町の経済活性化や技術力の向上にも寄与することから、積極的に登録をしていただき公共事業に参加していただきたいと考えております。

なお、登録申請は随時受け付けておりますので、多くの方に申請していただくよう、制度の趣旨を周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 丁寧なご回答をいただきまして、ありがとうございます。

1つ目の福利厚生についてでございますが、表現は的確かどうかわかりませんが、体育系の考え方でいくと、根性論を理解するということは大変、今この時代に難しい問題があるかなというように思いますけれども、今、十人十色、いろいろのモチベーションを持たれている方が多いと思いますけれども、そんな中で適材適所ということが先ほど根津議員さんからも少し触れられました。こういうものの意味というものを、町長、見解としてどんなふうにお持ちですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 職員に対します適材適所ということだと思いますけれども、やはり人それぞれ、今まで役場職員に採用される前は、それぞれのみずからの希望に基づいて高校、あるいは大学を経て、さまざまな教育の中で自分の将来生かすべきものを会得してきたわけでございます。そういうものを生かしながら、それを町民の皆様に生かしていただくよう、まず発揮していただくのが必要かと思っております。

その後、役場に職員として生活する中で、また会得した状況もそれぞれ異なってくるわけでございますけれども、そういう状況を把握しながら、この町の町民のために、さらに行政の発展のために生かしていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） これらを論じる前に、自分自身の努力、情熱、健康管理を含めて、もちろん頑張っていかなきゃいけないと思いますけれども、満足度を得られる、いろんな個人差の満足度はあると思いますけれども、適正な人事異動について、その辺の町長の執行部を含めてどういう形での、言える範囲で結構なんですけれども、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 職員の人事配置ということでございますけれども、これにつきましては、その時々、行政のニーズ、行政に対するニーズの相違等もございます。その場に応じて我々が判断して、その職員が持っている適正というものをさらに発揮できるところに配置しながら、町民の皆様の満足のいくような行政サービスを行っていきたいというふうに思っております。

また、職員につきましては、同じ業種に長く携わるということも、一つの悪い影響というものもその個人にとって出てくるわけでございますので、そういうものも踏まえながら、ある程度、その人のサイクルを考えて、そして各職員がしっかり誇りを持って、仕事ができるようなそういう状況をつくり出していきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 適材適所、いろんな能力がありますので、資格等も含めてお願いをしたいと思います。

次に、商店街は「町の灯台」であるという表現がありますけれども、それについて町長の感想をお伺いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 商店街を見ると、その町の状況がはっきりわかるのではないかというふうに思っております。

東吾妻町、駅の北側には大規模な商店が立ち、にぎやかでございますけれども、旧商店街というものもそれぞれ特徴を持った商店として、今後、活性化して地域の町民にサービスを提供するような状況をつくっていかねばならないというふうには考えているところでございます。

今後も新しい商店街、そして古くからの商店街が共生できるような、そういう状況をつくり出すように頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） ちょっと話はかわるんですが、地域活性化商品券といわれる東吾妻町プレミアム商品券、2種類あったわけですが、いよいよ最終日が12月31日と、あと17日ぐらいになりますけれども、この券について、なかなか理解されないということがあったようでありまして、日に日に意味合いがわかって、町民の皆さんがほしかったという声が大変多く寄せられているようです。企画課でもアンケートを含めて、これから集計をして、いろいろ提案をさせていただくということでありまして、商工会でもプレミアムなる商品券の企画が進んでいるようですけれども、商工会の商品券について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長、補助金を含めて。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回のプレミアム商品券、私のところにもアンケート調査が来ましたのでもう出しましたけれども、大変いい効果は上げているのかというふうに思います。やはり購買意欲を上げまして、そしてまた町民にも、そして商店の皆様にもそれぞれメリットも出てきたかなというふうに思っておるところでございます。そういう意味で、今後もそういった商品券の発行等につきましても、十分に検討してまいりたいと思っております。

商工会等に対する補助制度も、現在、年間かなりの額は商工会自体には行っているところでございます。また、商工会の各商店で持っている街路灯につきましても、約半分の補助金を町として出しているわけでございます。

そういう意味からして、やはり商店街は灯台だというふうなことを言われましたけれども、そういうものを認識して、これからも地域の商店、本当に元気に活性化していくようにいろいろと検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、厚生労働省が行う卓越した技能表彰、いわゆる現代の名工ということでもありますけれども、日本においてその第一人者として認められたということでもあります。

群馬県でも109名の方が表彰を受けて、48年たったということ、およそ2名ずつぐらいかなというふうに推測をされますけれども、登録制度の中で130万円以下、また業務については50万円以下という決まりがありますけれども、その地域の卓越した方、先ほど町長がお話しになりましたけれども、業種でいいますと中澤左官さん、また富澤建具さん、また松井正志さん、この方はキヤノン電子に勤めておるということでもありますけれども、何か技術の伝承ということで、この町に全くそれが伝わっていないという現実があるんですね。その辺をすばらしい卓越した技術をこの地に何か残せればというふうに思うんですけれども、いろんな規制がある中で、町長は個人的にどんなふうに思われますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の現代の名工につきましては、群馬県で4名の方が表彰され、そのうち2名が東吾妻町だったということでございまして、非常に誇りを感じたところでございます。

中澤眞澄さんと松井正志さん、松井さんはキヤノン電子の電子機器の非常に小さな金属部品の機械工として非常にすぐれているというようなことで、ちょっとそういう意味で異色なものでございますけれども、以前、技能五輪の川戸の富澤和隆さんとお話をさせていただきました。やはり、うちが建具のうちでお父さんからその技術を教わりながら磨いてきたと。また、技能五輪の前には、建具職の仲間から本当に集中的に技術を学んで、本選に臨んで見事優秀金メダルに輝いたということでございまして、そういうやはり技能者の一つの集まり、組織、そういうものがあれば技能がこれから営々としてつなげていけるのかなというふうに思っております。そういう意味で町といたしましても、今後そういう技能者の集まりについて、支援をしていくようなことも考えてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、すぐれた技能者が東吾妻町から出るということは大変うれしいことでございますので、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、山田議員。

○9番（山田信行君） 最後になりますけれども、地方創生を含むに今、町の広告塔としてゼ

ひこういう方もうまく活用するというと語弊がありますがけれども、動いていただくなり、また、芸能関係の方もおいでになりますので、東吾妻町の広告塔としてぜひお願いをしていければまたすばらしい結果が出るのかなというふうに思います。

それを町長の最後の答えとして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 山田議員さんのご指摘等もいただきました。これから町の活性化のために、商工会、商店街、そしてまた卓越した技能者等が豊富にこの町で活躍できるような状況をつくってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 以上で山田信行議員の質問を終わります。

◇ 小 林 光 一 君

○議長（一場明夫君） 続いて3番議員、小林光一議員。

（3番 小林光一君 登壇）

○3番（小林光一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、人口減少問題についてでございます。

この人口減少問題が、我が町において深刻化しており、私も大変危惧をしております。執行部と議会とが協力して知恵を絞り、この難題に取り組み克服しなければなりません。

さて、日本の総人口は現在1億2,700万人ですが、急激に減少し、35年後の2050年には1億人を割り込み、約9,700万人になると予測されております。

一方、我が東吾妻町の人口は、2015年12月1日現在1万5,000人を切り、1万4,890人です。これまでの過去5年間に平均して1年間に285人ずつ減少しておりますので、このまま推移しますと、17年後の2032年には1万人を切ることが予想されます。

人口問題研究所の推計によりますと、25年後の2040年には我が町の推定人口は8,594人となっております。特に驚くことは、若年女性人口は現在の1,319人から2040年には491人に減少します。この急激な人口減少は、超少子高齢化、税収の減少、行政サービスの質の低下、空き家や耕作放棄地の増加など、さまざまな弊害を生み出します。

そこで、人口減少問題が地方創生の名のもとに、どの市町村におきましても最重要課題となっております。そこで何か対策を講じない場合には、急激な人口減少はとまらず、東吾妻町も他の多くの自治体と同じく、消滅の可能性が極めて高い自治体になってしまいます。

そこでまず、町長にお尋ねいたします。東吾妻町のこの急激な人口減少問題に対しまして、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、人口減少が急激に進むと町内での消費が減り、大型店が撤退すると地域経済が加速度的に縮小し、また患者数も激減することから、病院の経営が成り立たなくなり、日赤等の医療機関も撤退するなど、さまざまな形の負の影響を及ぼすことが確実視されております。いわゆる負のスパイラルに陥り、加速度的に人口が減少します。このような状況に陥らぬよう、人口減少を食いとめるための対策を推進する必要があります。

町長はどのような施策によってこの危機的な東吾妻町の人口減少を乗り切ろうとしているのか、お考えをお聞かせください。

それゆえ、人口減少対策は特に当町にとって極めて緊急性の高い、最優先課題と私は考えます。この人口減少対策を早急に検討するために、さまざまな分野を代表する有識者や学識経験者をメンバーとする「人口減少対策検討委員会」の設置が必要と思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

それでは、なぜこのような急激な人口減少が東吾妻町において進行しているのでしょうか。このような急激な人口減少は、予想されたにもかかわらず少子化対策、雇用対策を怠ったためだと思います。少子化の原因は、働く女性がふえたことによる晩婚化、出産・子育て・教育にかかわる金銭的負担増、育児の心理的・肉体的負担、結婚に対する価値観の変化、仕事との両立の問題など多々上げられますが、端的に申しますと若者にとって十分な賃金が得られず、子育ての費用がかかり過ぎ、子供を産んで育てるのが難しくなったためであります。それに加えて、女性を働きやすい環境にしなかったことも大いに影響します。

したがって、夫婦は望むだけ子供を持てるようには、育児や教育にかかわる経済的・心理的負担を軽減するとともに、安心して子育てと仕事を両立できる環境を整備していくことが求められます。

そこで、我が町におきましては、育英資金貸与事業の拡充や乳児おむつ等助成事業の新設をすることを考えているようですが、さらなる子育て支援が必要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

人口減少を食いとめるもう一つの対策は、雇用を確保することです。雇用対策に

は、企業誘致、新しく事業を始める企業、さらに企業に対する支援などが考えられますが、上信自動車道ができるとはいえ、企業誘致は当町の地理的な状況から極めて難しいと考えざるを得ません。そのためには地域の資源、すなわち自然エネルギーと特産物を生かした産業を起業することによって雇用が生まれ、人も集まり、定住する人もふえ、人口減少に歯どめがかかることが予想されます。

重要なことは、そのことによって子供たちにサステナブルな社会を築き、引き継ぐことになります。東吾妻町には自然という資源、すなわち水・太陽・風・地熱・森林が豊富にあります。これを生かすことです。これらの自然エネルギー、すなわち再生可能エネルギーを利用して小規模発電、すなわち小水力発電、太陽光発電、風力発電、地熱発電、そして小規模バイオマス発電によって、電力を生み出し、エネルギーの地産地消によるエネルギー立町を目指すことです。この自然エネルギーの利用は、CO₂の排出を抑制し、COP21で問題になっている地球温暖化などの環境問題にも大いに貢献することが期待されます。

一例として小規模バイオマス発電について考えますと、当町には多くの森林があり、森林の管理によってここから生まれる雑木や間伐材を利用して、小規模バイオマス発電により得られた電力を地元で使用し、余った電力は売電することもできます。これまでの電気だけを利用する大規模発電と違って、小規模の場合には電力のほかに熱も有効利用できるコージェネレーションシステムが可能です。熱は冷暖房や給湯などに有効に利用することができます。発電だけの変換効率は約30%とされていますが、熱の利用まで入れますと、変換効率は80%にもなり、十分に採算がとれるようになります。

また、間伐材を生み出した生産者には現金収入も得られ、小遣い程度は稼ぐことができ、林業の活性化にもつながります。このように東吾妻町で必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によって賄うことにより、お金が地域外に流出せずに地域内に残り、お金が循環することで経済効果も相乗的に増大し、それに加え使用が生まれ、我が町が自立できるようになります。これらの発電事業を積極的に推し進めるお考えはありませんか。町長にお尋ねいたします。

このような急激な人口像が予想される中で、県議会では30年に吾妻高等学校と中之条高等学校が統合することが伝えられました。当然のことながら、統合により、この東吾妻町から今まで以上に地域外への進学に拍車がかかり、間接的に人口減少の大きな要因になることは必至であります。その上、この東吾妻町教育文化・経済活動に大きな影響を生じることになることから、少子高齢化や過疎化がさらに加速度的に進み、当町の地域の活力が失われる

ことは、誰の目にも明らかであります。このまま統合を強引に進めることは、各自治体で生き残りをかけて現在進めている地方創生の取り組みへの逆風にもなるものと思われます。

また、統合する際に、キャンパス方式で吾妻高等学校を残してほしいとの約1万5,000人の署名もありました。しかし、統合が決まった現在においても、多くの町民から統合はしないでほしいといった意見や、郡内の議長が将来を心配して、吾妻地区の県立高等学校再編整備計画の見直しを強く求める要望がありました。このような町民の思いを強く受けとめ、知事や県の教育長に再度、町民の要望をお願いできないでしょうか。町民の代表者である町長として、どのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

最後に、人口減少という課題を克服し、町民が生き生きと働き、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができ、将来に夢を持つことができる東吾妻町になることを切に願って、ここで私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、小林議員の通告に基づきましてお答えをいたします。

1点目の人口減少問題についてであります。全国的に人口減少社会を迎える中、我が町におきましても、出生率の低下を初めとした全国的な要因に加え、若年層の恒常的な町外への流出などの要因による人口減少が進行しております。

国立社会保障人口問題研究所の試算によりますと、2040年には1万人を割り込むと推計されております。このような状況が続いた場合、消費や経済力の低下は、日本の経済社会に大きく影響し、さらに税収の減少による公共サービスの質、量の低下、年齢構成のアンバランスによる社会保障分野における現役世代の負担の増大など、さまざまな問題が懸念されると考えております。

2点目の施策についてであります。本町の人口動向や町民の意識調査の結果などから導き出された問題点や課題等を踏まえ、東吾妻町に住みたいと思っていただけるような施策を展開するなど、人口減少に歯どめをかけるための取り組みを進めていきたいと考えております。

3点目の「人口減少対策検討委員会」についてであります。これまでも企業誘致や子育て施策などを実施してきましたが、人口減少に歯どめをかけるまでの顕著な成果はあらわれておりません。さまざまな事項が複雑に絡み合う人口減少問題は、中長期的視野に立つて、

検討すべき大きな課題であることから、我が町の長期人口ビジョンを踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

4点目の雇用の創出についてでございますが、雇用の創出につきましては、町の総合戦略の中でもテーマの一つでございます。この計画をまとめるに当たっては、現在検討を行っているところですが、この過程で、地域の中核企業や事業所に訪問して聞き取り調査を行うなど、行ってきております。こうした中で得られた企業からの要望や提案、ご意見などを踏まえ、起業支援などを検討しながら、雇用機会などの創出に努めてまいりたいと考えております。

子育て支援につきましては、今年度から出産祝い金の支給対象者及び支給額の拡充を図っております。また、新たにスタートしました子ども子育て支援事業計画や現在策定に向け進めております東吾妻町総合戦略及び人口ビジョン等を踏まえ、引き続き子育て支援を推進してまいります。

5点目の吾妻地区の高校再編の見直しについてどのように考えるかとのご質問でございますが、吾妻地区の県立高等学校の再編につきましては、近年の急速な少子化の進行などから群馬県教育委員会が平成23年度から吾妻地区の公立高等学校のあり方に関する懇談会や各種検討会を重ねた結果、中之条高校と吾妻高校を統合し、地区の中核となる普通科及び専門学科併置校として平成30年4月開校という再編計画を平成26年6月に策定をし、公表いたしました。この計画に基づき、新高校開設に向けて準備会での検討会によって、新高校の設置場所は中之条高校、校地となりました。

この高校統合、地方創生の逆風になるのではとのご指摘でございますが、郡内の中学校の生徒数や郡内高校の受験者数の推移、両高校生徒数の減少等の状況から、高校統合は避けられない問題と考えております。新高校において、教育の質の向上、学校の活性化、特色化が図られ、文字どおり吾妻地区の中核校として、大学進学を含めた多様な進路希望に適切に対応ができ、地域の将来を担う人材の育成が図れるならば、必ずしも地域創生の逆風とならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） ご丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

ここで再質問をちょっとさせていただきたいと思います。

人口減少対策をとる場合には、具体的な対策をとるための目指すべき数値目標というのが

あると思いますけれども、当町の例えば人口とか出生率の数値目標、どのくらいに置いているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人口将来の目標ということでございますけれども、これにつきましては、総合戦略策定中でございますけれども、その中で1万人を割らない状況を目指していきたいと考えておるところでございます。出生率につきましても、これをもとにしてこの出生率県内平均以上を確保するように考えておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 今、1万人を割らないようにということで、そういうようなご答弁があったと思いますけれども、何年をめどに、この1万人を割らないようにするのか、ちょっとお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 2040年には9,000人程度になるというふうな推計でございます。これ、日本創成会議が出しました若い女性、二十から39歳以下の子供を産んでくれる女性数の数から推計したものでございます。ですから、推計でございますので、これから子育て支援、それから若者の雇用等の政策をしっかりと行ってまいれば、この推計の数字を上回ることが当然できるというふうに考えておるところでございます。

地方消滅というふうな衝撃的な言葉でこの推計の数字が出されたわけでございますけれども、これは何もしない場合にはこうなるよという話でございますので、今後も我が町の子育て支援、若者の雇用、定住等、あるいは移住等につきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 取り組んでいただけるということなんですけれども、東吾妻町の合計特殊出生率というのがございます。これが現在1.27という極めて低い値ですね。基本的には人口を維持するためにはこの合計特殊出生率を2.07ということにしないといけないわけでありまして。この2.07、これをいつごろまでに達成するように、そちらのほうでは進めておりますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 2.07という数字が出ましたけれども、これは非常に高いハードルでございます。これにつきましては、今申し上げましたように、子育て支援、若者定住促進等

をしっかりと行っていくことによって、そのハードルがクリアできるようになるかと思っております。今後、年度目標というものをはっきりとここで示すことができませんけれども、そのような考えで前に進んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） ぜひ早くこれが達成できるように、町のほうの執行部としてもぜひ頑張って、なるべく早く達成していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思いますけれども、先ほど私のほうからお願いした人口減少対策検討委員会については、今後検討していくということだと思うんですけれども、なるべくこれは早く検討して、今度は町のほうでは人口減少問題等を専門に扱う人口減少対策室というものを設けて、早くのうちにそういうのを設置して、ぜひご検討いただければと思っております。

次の質問に移らせていただきますけれども、手厚い子育て支援が非常に重要であるということで、これは根津議員のほうからもご質問があったと思います。私、この手厚い子育て支援が重要である一例をちょっと示して皆さんに紹介したいと思うんですけれども、NHKで報道されました。ですから、皆さん方ご存じだと思うんですけれども、多くの住民が銚子市からその隣の茨城県の神栖市に、あのかのときの報道では、たしか1,500人ぐらい移ったというような、そういう現象があるということ、現在もそれは続いているわけですが、その理由なんですけれども、高齢者福祉やインフラ、子育てのしやすさなどは充実しているということで、どうも移っているようなんです。中でも、大きな魅力になっているのは、子育てのしやすさということだそうです。

神栖市の場合は、1番として、通院医療費の自己負担というのが中学3年までは1回に600円以下と、ご存じだと思うんですけれども、それと2番目として、小学校の給食費を約半額補助しているというようなこと。そして、さらに神栖市の場合の保育料は銚子市に比べて約2割ぐらい低いんだそうです。第2子につきましては半額になって、それで第3子については無料だということなんです。

ですから、思い切ってこのような子育て支援を打ち出すことによって、大量の住民が移動するという、そういうことも起こりますので、ぜひこの町でも手厚い支援をしていただきたいと思います。今度新設される乳児おむつ等の助成事業でございますけれども、これについては満1歳未満、それで月額たしか上限3,000円でしたか、これはこのような事業は隣町でも同じようなことをやっているわけですね。

私がここで言いたいのは、近隣自治体に比べ、ちょっと手厚い支援をすれば人口もふえる可能性が十分あると思いますので、町長にはさらなる何か子育て支援をするつもりはございませんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 子育て支援につきましては、以前から私もしっかりと取り組んでまいりました。特に、出産祝い金は第1子から第3子以降も子供の数がふえるごとに出産祝い金も多くなっていくというふうになっております。

また、第3子以降の保育料、幼稚園、保育所の保育料につきましては、無料にしておるところでございます。また、子供さんの医療に関して、ロタウイルスのワクチンの接種補助を県内で初めて無料で接種する制度等も始めておるところでございます。東吾妻町の子育て支援にも大変な特色あるものがございます。今後も子育て支援事業をしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

特に、以前に私は、小・中学生の給食費の無料化というものもご提案したところでございますが、その当時はなかなか議員の皆様のご理解をいただけず、食べるものにつきましては、親が当然それは義務として考えるべきものだというふうなお考えの議員が多かったというふうなことでなかなか成立ができませんでした。

しかし、今こういう状況になって、やはり今、東吾妻町におきましても、一つ子育て家庭をより支援していくことが必要だというふうに思っております。特に、ひとり親家庭の貧困というものが非常に最近はクローズアップをされているところでございます。やはり子供たちが一律に同じ気持ちで楽しく給食ができるような状況をつくっていくことが町の務めでもあるというふうに思っております。これからはやはり、子供たちは地域で育てていく時代じゃないかなというふうに私は考えておるところでございます。子育て支援につきましても、これから東吾妻町、さらに支援をしっかりと推進をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 3番、小林議員。

○3番（小林光一君） 今、最終的に子育て支援については、力を入れてやっていただけたというようなご答弁をいただきました。大変ありがたいことですので、ぜひ今後とも進めていただきたいと思います。時間も来たようですので、私もこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で小林光一議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開を午後2時10分とします。

(午後 1時58分)

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

(午後 2時10分)

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

続いて、12番議員、青柳はるみ議員。

(12番 青柳はるみ君 登壇)

○12番（青柳はるみ君） それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、皆様に配っておりますプリントの訂正をお願いいたします。障害者のところで「聴覚」でなくて「視覚」障害者ということでお願いいたします。

初めに、心の体温計。また、3分野において質問させていただきます。

心の体温計。

精神疾患にかかる人が多くなっているのは、社会問題でもあります。手を打つことも大切ではないでしょうか。国保の委員長をさせていただいたときに、県の委員会に出ました。その際、県全体の円グラフがありまして、精神の病、また認知症も含まれますが、当町の精神の病の部分が県内全市町村の円グラフを見たときに、非常に多目にグラフになっているのを感じました。その中で、軽い鬱病というのは誰でも経験することですが、長引かせない、自分の今の状態を認識する、周りの人にもわかってもらうことが大切だと思います。頑張れだけでは済まない状態を自分で把握するため、心の体温計を提案いたします。

これは、パソコン画面でやる方法ですが、心の状態を判断して、また認知症に対する自覚に通じるものと思います。初期の鬱、心の風邪を引いた状態を自分で把握し、心の健康を保つためのツールになると思います。ほかの市町村でも取り入れているところがありますので、参考にして町でも導入を願いたいと思っております。

次に、障害者・長期不就労者の相談センターの設置。

高山村、中之条町、当町の3自治体で運営している相談センターが矢倉の作業所内にあります。あるというだけで、特に専用の部屋があるわけではなく、じっくりカウンセラー、また精神作業療法もできません。専門のカウンセラーが県の派遣により月数回来ますが、相談者がいつでも寄れる拠点が必要です。こもっている人に外に出ろと言われても、行く場所がない。どんなに人との交流がない人も、人材として活躍してほしいものです。社会に出るための一歩となる拠点を用意してあげることが、総活躍の時代をつくることになると思います。

当町の福祉事業も充実をしてきています。福祉事業というのは、現在では高齢者に対しては非常に得意な分野でもあります、ここで今度は若い世代の人材形成に力を入れていただきたいと思います。この人たちの力が町全体の活力に必ずなると思います。人口減の時代、まだ力を発揮できないでいる若者に、活躍の場を再挑戦ができる足がかりとなる場を持つべきだと思います。

次に、マイナンバーカードについてですが、12桁の番号は覚えられるものではないし、取り扱いに気を使うものです。そんな中、視覚障害を抱えている方の心配の声がありました。町の対応はどうでしょうか。名前は点字であらわしていただけますが、番号はどうでしょうか。カードケースに点字シールを張るなどしてできますか。また、対象者は障害者手帳をもとにピックアップできると思いますが、どんな対策が町では考えられますでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

お答えによっては自席で再質問させていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の心の体温計についてですが、まず初めにこのシステムについて簡単に説明をさせていただきます。

心の体温計は、パソコンや携帯電話から準備された質問に回答することで、自分自身あるいは家族の心の健康状態がチェックできるシステムです。全国的な導入状況は、本年7月から大阪豊中市が運用を開始しており、県内では藤岡市が認知症簡易チェックシステムを導入しております。病気の早期発見、早期治療が非常に大切なことは言うまでもありません。そのためのセルフチェックも重要と考えております。

しかし、導入に当たっては、相談体制の整備や医療機関との連携が重要と思われます。吾

妻地域は心療内科や認知症の専門医療機関が極めて少ない現状があります。加えて、昨今叫ばれておりますコミュニケーションの不足や地域のつながりの欠如など、希薄になりつつある人間関係の問題を考えると、導入にはさらなる検討が必要と考えております。県内に先駆けて導入をいたしました藤岡市の運用状況等、参考にしつつ、協議を重ねたいと思っております。

2点目の長期の不就労、引きこもりの若者に対する支援と居場所づくりについてですが、長期に社会生活から引き離れていた者が、社会復帰を目指そうとしたとき、段階を踏まなければ不満やストレスが蓄積され、かえって病状が悪化するケースがあります。吾妻圏域で実施している就労支援として中之条町にある地域生活支援センターしらかばにおいて、能力に応じた作業や生活の訓練、指導を行い、社会復帰と自立の促進などを目的とした支援を行っております。当事者や家族間の交流や余暇活動の場として、吾妻保健福祉事務所内でさくらサロン、東吾妻町保健センター内ですみれサロンを毎月1回開催し、月1回、ここに来れば仲間に出会える、のんびり過ごせる場を提供し、ボランティアによる支援を行っております。さらに当事者のみの集い、サンフラワーも月1回、ツインプラザで開催されております。

また、群馬県でも心の健康センター内で、医師による面接相談や、引きこもりの家族教室、引きこもり支援センターで本人や家族からの相談を受けております。

さらに、引きこもりの長期化を防ぐという観点からは、不登校児に対する対応や、学校現場との連携がますます重要になると考えます。今後も関係部署や関係機関とも連携を図りながら、当事者やその家族の支援に努めてまいりたいと思っております。

3点目のマイナンバー制度の視覚障害者に対しての配慮でございますが、町内における視覚障害者は平成27年3月31日現在、35人いらっしゃいますが、現状において通知カードや個人番号カードに関するお問い合わせは、当該者やその家族から寄せられてはおりません。具体的な視覚障害者への制度の周知方法としては、通知カードを送付するための封筒への点字表記や音声コードの記載、個人番号カードでの点字表記などのほか、役場窓口で政府広報として点字広報誌や音声広報CDを用意しております。

番号法による個人番号の管理は、厳格な取り扱いになっており、個人番号を住民にお知らせする手段の基本は、通知カードや住民票への個人番号の記載となっているところですが、国においても視覚障害者への配慮を示しておりますので、個別、具体的な事例により対応を検討していきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後も視覚障害者のみならず、高齢による目の不自由な方など、制度に対する理解が難し

い方には丁寧に電話や窓口の対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

地域でのコミュニケーションというお答えをいただきました。1人でスマホやパソコンで心の体温計を見る、その作業よりも、町長おっしゃいましたコミュニケーションを大切にす地域でのそういうことの対策というのは非常に重要だと思います。

しかし、自分が風邪を引いた、体温が幾つあるんだろうという体温計を用いて、自分の風邪の程度をはかりますが、それと同じように心の風邪に対して、体温計という目安があるということで、心の体温計導入というよりも、こういうことが大切なんだということで目指していただければと思います。コミュニケーション、地域での活性とともに、その心の風邪を引いた早目の手当てということで、いい方向で心の体温計を置いておいていただきたいと思います。これはお願いだけです。

2番の長期不就労とか、そういう方の行く場がほしいという、拠点してほしいというお話をさせていただきました。その中で今答弁の中で、さくらサロン、すみれサロン、そのさくらサロンで精神のほうのボランティアの方の団体がありますが、その方たちとも交流しておりますが、やはりその方たちも決まった拠点がほしいと言っております。行くほうもきょうはこっち、月に1回はツインプラザ、そういうのではなくて、必ず拠点がほしいということです。しらかば作業所、中之条病院の隣にあります。そこでも当町の人が私が行ったときには3人いまして、お弁当を持っていくんですが、お昼はかわりばんこに野菜がいっぱい入ったみそ汁を当番制でつくっております。非常にそこに行った人は、長期に行っている人もいますし、短期間で元気になる人もいます。やはりこの町に3町を代表して作業所があるということ、その相談所があるということで、町長が主導権を握って、一億総活躍の時代ですので、そういう方の居場所づくりができる拠点をお願いしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 就労支援ということでございます。引きこもり等で悩んでいるということでございます。そういう方々にこれから、はつらつと地域社会でしっかりと生活していただけるような、そういう今後も活動支援等しっかりと行ってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 一億総活躍時代と言われているときに、そういう長期不就労の方が拠点を核に、指導者とともに農業体験などをして元気になる。これが非常に地域の活性のためにもなるし、やはり都会のほうの交流自治体のほうでも、やはり都会では農業体験というのは無理ですから、こちらで種を植えて、その生命力で大きくなるとともに、そういうちょっと気の弱い若者がそういう体験をすることによって力強く生きていけることになれば、一人、二人、出るだけでもすごいことだと思いますので、ぜひこういうことを地域活性、また誰でも活躍できる社会にという掲げたテーマに沿うような方向で行っていただきたいと思っています。

次に、マイナンバーなんですけど、実際に大人になってから視覚障害になった方が心配を寄せられましたので、耳マークとか、いろんな手配をして、弱い方に気を使った役場になっていますが、やはり封筒に点字で数字が書けないかという、カードのカバーが来るんですね。カバーのところの内側のところにできないかという、たしか総務省からそういう通達が来ていると思いますが、いかがでしょうか。

（「もう一度ちょっとお願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 再度お願いします。

12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） マイナンバーなんですけれども、総務省から数字に対しての、名前は今おっしゃったように点字で来るんですけれども、カードのカバーの中に点字がシールで張れるようなことを、総務省から通達が来ていると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点につきましては、確認させてお答えさせていただきます。どうも済みません。

○議長（一場明夫君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） もとからそういうものが出ているということを聞きましたので、ぜひ調べていただいて、不自由さをカバーできるようにしていただきたいと思っています。

それでは、私は、いろいろ了解しましたので、終わりにします。

○議長（一場明夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす12月15日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時28分）

平成27年12月15日（火曜日）

（第 3 号）

平成27年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成27年12月15日（火）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	10 番	茂 木 恒 二 君
11 番	金 澤 敏 君	12 番	青 柳 はるみ 君
13 番	須 崎 幸 一 君	14 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	角 田 輝 明 君
企 画 課 長	佐 藤 喜知雄 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	丸 山 和 政 君	農 林 課 長	松 井 秀 之 君
建 設 課 長	高 橋 修 君	上下水道課長	土 屋 利 夫 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	荒 木 博 之 君	教 育 課 長	角 田 豊 君

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議 会 事 務 局 長
議 係

水 出 淳

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（一場明夫君） 最初に、１３番議員、須崎幸一議員。

（１３番 須崎幸一君 登壇）

○１３番（須崎幸一君） ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書

に基づき、質問をいたします。

第1次総合計画の後期基本計画は、平成29年度で終了いたします。ちょうど中間地点を過ぎ、来年度から4年目を迎えます。

国の農業政策の転換期となる時期を来年に控えて、TPP環太平洋連携協定に関する政府の政策大綱が11月25日に示されました。農業分野については、輸入品との競争が激化されるものと予想されます。米農家の影響が大きいと懸念されます。生産者の所得補填の充実など、保護策が盛り込まれたようです。競争力強化に向けた取り組みや、国への要請活動を県やJAでは進める考えであると新聞報道がされております。

農協改革や農業委員会法の改正による組織の見直しがされようとしております。我が町の基幹産業である農業を振興させるためには、この時代の流れに合わせた方向性を見出す必要があります。この町の農業に対する施策を町民の皆さんに今改めてわかりやすく示すべきであると考えます。

そこで、町の農業振興について質問をいたします。農業振興の考えと施策について、具体的に質問をしますので、町長はお答えをしていただきたいと思います。

農業振興を図る上で最も中心的な施策事業となるものは何か。

今までに実施した過去の補助事業の中で、特に農業振興に効果があったと思われるものは何か。

来年度以降において、町の単独事業としてどのような新規事業を考えているのか。

農業を営んでいる人、また、これから農業に取り組んでいこうとする人などに対する各種補助事業を利用してもらうための広報活動はどうしているのか。

さまざまな農業を取り巻く諸問題について、農業従事者の意見・要望等を聞くためにどのようなことをしているのか。

農産物の6次産業化を推進するために町としてできる具体的な施策は何か。

新規就農者をふやすために町としてしなければならないことは何か。

個人での営農について、担い手不足や収穫面積、農地の形状などを考慮した場合、当町のような中山間地域では限界があるように思います。多くの方に資本を投入して一定規模の農地や機械を確保する中で、継続可能な農業をするために法人化は今後必要であると考えます。町としては、この農業の法人化に向けてどんな取り組みをしようとするのか。

現在、お米のブランドとして当町には「さくや姫」があります。野菜や花卉栽培、また果樹、コンニャク栽培、畜産関係においても伸びる可能性を秘めた地域であるように思います。

そこで、高品質なものを目指すために農産物のブランド化に向けて、これからの事業展開として何を考えているのか。

観光資源と農業をどのようにしたら一体化して振興が図られるのか。

各種関係団体、県、農協、農業公社、民間との連携は現在どうなっているのか。

農業と食に関する教育上の取り組みについてどう考えているのか。

地産地消の観点から、直売所施設等にどう町としてかかわっているのか。

食料自給率向上の最も効果的施策は何か。

消費地である都市部への農産物を供給するための施策は何か。

町の基幹産業である農業を維持、発展させるためには、さまざまな分野と連携をして取り組む必要があると思います。その体制づくりを町としてどう考えているのか。

最後に、農業を取り巻く環境がグローバル化し大きく変化している中で、これからは現状を把握するとともに見直しを図り、農業振興に関する実施計画書を作成して、将来を見据えた施策の展開をすべきであると思いますが、どうでしょうか。

以上のことについて、質問をいたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

農業振興についての基本的考えと政策について、17項目にわたるご質問でございますが、1点目の農業振興の中心的な施策事業となるものは何かでございますが、土地改良事業による土地基盤整備の推進、認定農業者等担い手農家への農用地集積の推進、農業施設、機械等の近代化の推進、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業が中心的な施策事業と考えます。

2点目の過去の補助事業の中で、特に農業振興に効果があったものは何かでございますが、土地改良事業により農地の集積、集約化が進み、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払交付金事業では、耕作放棄地の発生予防、防止や、水路、農道等の管理活動、農村環境の保全活動等に大きな効果があったと考えております。

3点目の町の単独事業として、どのような新規事業を考えているかでございますが、現段階では営農施設等整備事業として、町単独で一定規模の農家が農機具等の導入に係る経費の

一部補助や、本年度は電気柵のほかに新たに野生鳥獣による被害対策事業として、果樹等の被害防止のために鳥獣駆除装置の購入費用の一部を補助する事業を始めましたが、さらにどのようなことができるか、模索しているところでございます。

4点目の各種補助事業をするための広報活動はどうしているのかでございますが、文書の回覧や対象者への直接通知を行っております。

5点目の農業従事者の意見、要望等を聞くためにどのようなことをしているのかでございますが、農業者からの問い合わせなどに対して、農業委員会、農協、吾妻農業事務所等と連携しながら個別に相談を受けております。

6点目の6次産業化を推進するために具体的な町の施策は何かでございますが、東京大学名誉教授が提唱されたと言われております6次産業化でございますが、当初は1次産業、2次産業、第3次産業を足し算して6次産業としておりましたが、1次産業がゼロになったら後に残るものもなくなり、結局ゼロにしかないという意味で、掛け算に改めたようでございます。

2010年に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、通称、6次産業化法が成立し、6次産業化が1次産業の振興や地域活性化を図る方策として進められているようでございます。

農林水産業の6次産業化の推進が叫ばれた背景には、加工食品や外食の浸透に伴って消費者が食料品に支払う金額はふえてきたものの、それは原材料の加工や調理などによって原料価格に上乗せされた付加価値分がふえただけで、農林水産物の市場規模はほとんど変わらなかったことがあり、付加価値を生み出す食品製造業や流通業、外食産業の多くが都市に立地し、農山漁村が衰退していく中で、農家などが加工や販売、サービスまで行って、農林水産物の付加価値を高めることで、所得の向上や雇用創出につなげることを目指したものと聞いております。

6次産業化によって他の産地の作物と差別することができ、流通、販売まで直営なので中間コストを削減できるといったメリットもある反面、法人化が必要不可欠で、自分の家族、親族だけでは運営できず、農産物と商品の品質管理や工場での製造員、直営店での販売員などの雇用、店舗のための経営資金や設備投資費用、広告費など、多額の資金が必要となり、衛生面でも以前よりずっと厳格な管理が求められるなど、デメリットも多いような話もございますので、今後注視していきたいと考えております。

7点目の新規農業者をふやすために町としてすべきことは何かでございますが、吾妻農業

事務所や農協と連携し就農希望者への個別相談を行い、対象者には給付金申請の支援も行っております。

8点目の農業の法人化に向けてどのような取り組みをするのかでございますが、農業委員会や関係機関、関係団体とも連携して、法人化する意思や能力のある組織、農家に対しては補助金申請等の支援を行っております。

9点目の農産物のブランド化のこれからの事業展開として何を考えているかでございますが、中山間地域の特徴でもある標高差、昼夜の温度差等を活用した特産品づくりを積極的に進めていきたいと考えております。現在、販売価格や収量が安定しているスプレー菊、ナス、トマト、コンニャク、イチゴなどは市場でも高い評価を得ております。また、直売としてリンゴ、ブドウなど、果樹も安定しております。さらに、小面積な栽培ではありますが、群馬県が育種したフキノトウ専用種の「春いぶき」、タラノメの「ぐんま春王」、ズッキーニも価格や労力的に見て有望だと思われます。

10点目の観光と農業をどのようにしたら一体化して振興が図られるかでございますが、観光拠点として昨年度、道の駅あがつま峡がオープンいたしました。そこでの農産物や特産品の販売、既存の直売所等への集客を模索しているところでございます。

11点目の各種関係団体との連携はどうなっているのかでございますが、その都度、連絡を密にして協力し合っているところでございます。

12点目の農業と食に関する教育上の取り組みについてでございますが、学校給食の食材としての活用が進行しつつあり、より一層の拡大に向け関係機関との調整を進めていきたいと考えております。

13点目の地産地消の観点から直売所施設等にかかわっていくのかでございますが、一般家庭ではスーパーや農産物直売所での購入が重立ったものと思われます。農産物直売所では、豊富な品ぞろえが地産地消の拡大にもつながるため、関係機関の指導や、生産力の努力、研究により、多作物、多品種の供給と安全・安心な農産物をPRする栽培履歴の公開が不可欠となっております。このため、関係指導機関の協力を得て、地産地消を推進していきたいと考えております。

14点目の食料自給率向上の施策は何かでございますが、町としても当然考えるべきことでございますが、1つの自治体だけでは難しい課題と考えております。

15点目の消費地である都市部への農産物を供給するための施策は何かでございますが、杉並区役所での朝市、杉並フェスタなどのイベントに参加し、町の農産物の知名度を高めると

いったことが考えられます。

16点目の基幹産業である農業を維持、発展させるためには、さまざま分野と連携して取り組む必要性があり、その体制づくりを町としてどう考えているのかでございますが、農家、指導機関、町が一体となって、農家のためになる必要な施策を積極的に実施し、品質向上、省力化、省エネ事業を実施し、農家経営の安定、所得向上を図りたいと考えております。

最後になりますが、17点目の現状を見直し、農業振興に関する実施計画を作成して施策の展開をすべきであると思うがどうかでございますが、東吾妻農業振興地域整備計画書を現在見直しているところでございます。この計画の中には、農用地の利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、農業経営の規模の拡大、及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、農業近代化施設の計画など、東吾妻町が今後5年間に進める方策を記載する予定になっております。

なお、この計画は、変化する農業情勢や農業近代化施設計画の修正を行うため、5年後に見直しを行うこととなっておりますが、5年後と言わず、随時計画を見直していく、進捗状況を確認する、そういった形に努めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 多岐にわたりまして質問をいたしましたけれども、少なくとも今後、農業を取り巻く環境は今まで以上に厳しいものが予想されます。行政の立場でこの町の農業の振興を図るためには、今まで以上に緊張感を持ってしっかり取り組む姿勢が必要であると思います。国の動向をいち早くキャッチしていただいて、有利な施策を進めていただきたいと思います。

私が思います農業振興で最も重要なことは、農業の担い手をどのようにして確保するかにかかっていると思っております。魅力ある農業にして、経営として成り立つために必要なこと、またすべきことは、やはり法人化、また、6次産業化に向けての取り組みが重要な鍵になってくると思っております。

何点か提案をさせていただきたいと思います。

1つに、農業に関するPFI方式を取り入れることはできないでしょうかということでございます。当町は小水力発電に関してPFI方式を取り入れているところでございますけれども、農業に関してもぜひ取り入れる検討をしていただければと思います。例えば、町有地

を農業法人に無償で貸し出して、職員の住宅等として使っていただくというふうなことも考えられると思います。

それから、新規就農者に対して農業指導から生活相談まで、全てに対する徹底した支援体制をつくり実施して、この町のそれぞれの地域にある特色を生かした農業のメニューを選んでいただき、就農していただければいいかなと思っています。

そして、何よりも積極的にこの農業に関する情報発信をするために、ソーシャル・ネットワーク・サービスの活用も必要ではないかなというふうに思っております。

それから、町がやはり本腰を入れて考えるには、専属の担当部署を配置して取り組む必要は感じます。

それから、最も私が推奨というか、推進していただきたいのは、農業の6次産業化促進事業ということで、生産から加工、販売に至るフローを確立するための資料提供や、地元農産物のPR活動を推進するための行政での人材の確保でございます。

そして、現在もやっているとは思いますが、都市部への販路拡大という意味で、四季を通じての農業祭イベントを実施して、都市部の人を招待をして交流を図る、また、都市部への売り込みを図る。それから、当町出身者や知人、知っている人に、都市部にいる人に希望を募り、農産物を提供して定期的に直接、農業生産者より購入してもらおうと。農業生産者と消費者との橋渡し役的なこともできるのではないかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、新規の農産物加工品の開発のための補助金制度の創設、以上のようなことを提案しますが、町長としていかがでしょうか。その点について検討していただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 農業のPFI方式など、さまざまな貴重なご提案をいただきまして、まことにありがとうございます。

やはり農業は東吾妻町における産業の基盤的なものである重要な産業でございます。今後ともご提案等のことにつきまして、また、法人化や6次産業化につきましても、農家の状況等を十分に見きわめながら、ご提案の部分にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 今、日本全国、地方創生ということで、人口減対策、非常にそれぞれの自治体で一生懸命取り組んでいるところでございます。この農業振興に対しても町長の

行政手腕を大いに発揮していただいて、どうか実のあるものにしていただきたいというふう
に期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（一場明夫君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（一場明夫君） 続いて、4番議員、重野能之議員。

（4番 重野能之君 登壇）

○4番（重野能之君） それでは、議長に許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

今回、旧太田中学校跡地利用について、給食費の無料化、ご当地アイドルグループの設立
について、以上の3点を質問させていただきます。

まず、旧太田中学校の活用についてであります。現在、町では議会の議決も受け、現温泉
センターの役場庁舎への活用を調査中であります。今年度中には結論を出す意向のよう
であります。一方で、去る11月に行われた議会報告会での意見、また、今定例会にも陳情が
出されましたように、旧太田中に役場庁舎あるいは広く消防や警察署を含めた公共的施設の
設置を求める、望んでいる町民の方々の声も存在しております。町として、このような町民
のこの町に住む方々の声、思いに対して、現段階でどのように考えるのかお聞きいたします。

次に、給食費の無料化、無償化についてであります。

この給食費の無料化を求める声は、依然として存在しております。同じく議会報告会にお
きましても、数会場で求める意見がありました。現在、県内においては、小・中学校の学校
給食の完全無償化あるいは一部児童・生徒の無償化、給食費の一部補助などを実施している
自治体は、10市町村に上っております。確かに、各市町村の予算状況や児童・生徒数などの
違いはありますが、子育て世帯の負担軽減策の1つとして、これら給食費の無料化、一部補
助が実施されているのが実情であります。当町においても、状況によっては必要な施策の1
つと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、ご当地アイドルグループの設立についてであります。

今に限らず、いつの時代も歌謡や芸能という分野に対する人々の関心がやむことはありま

せん。特に、歌は人々の心を魅了し、例えば恋愛、失恋、結婚、仕事など、人の喜びにはさらなる幸福感を、喜びをもたらし、また逆に、不運にも大切な人を失う、それぞれの人生の苦しいときに、歌はその人の心に勇気と希望と元気を与えるものです。時がどんなに移り変わろうとも、その時代、その時々において、歌、歌謡、芸能の存在価値は大なるものがあります。

そんな中、ここ数年、かの有名なAKB48というアイドルグループの出現によって、今ご当地アイドルグループへの注目度が高まっております。その存在は、地方の活性化や当該地域の知名度アップ、また、若年世代へ夢や希望を与えるものとなっております。その運営主体の多くが民間の芸能プロダクションや行政の補助も受けた商工会、NPO法人等であります。

一方で、県内はもとより全国的に見ても、行政が全面的にバックアップ、行政が主体となっているところは少ないのが現状です。そこで、例えば行政プロデュースのアイドルグループというような珍しい形態が実現すれば、一躍脚光を浴び、町の知名度アップや活性化につながる可能性は大きいと私は思います。

現在も我が町にも芸能分野で活躍されている方々もおります。当町において、町主体の画期的なご当地アイドルグループなどの設立を提案いたしますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点を質問しまして、後は自席にて失礼いたします。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、旧太田中学校跡地利用についてでございますが、中学校統合により4月より4校が廃校となりました。この跡地利用につきましては、旧坂上中学校は坂上小学校として利用し、旧東中学校は企業に10月より貸し付けております。旧岩島中学校につきましては、地域振興センターとしての利用が始まっております。

残る旧太田中学校につきましては、地元区長会から役場庁舎として利用してほしいという要望がございますが、役場庁舎につきましては、温泉センターを転用できるかの調査を行っており、現在、ニーズに合った庁舎としての利用が可能であれば、温泉センターを庁舎として利用していきたいと考えております。旧太田中学校の所在地は、太田地区の一等地にあり、

その付加価値は高いと考えておりますので、広域消防本部の移転先としての活用を視野に入れて検討してまいります。なお、貸し付けの手順及び条件等につきましては、条例規則等の規定に沿って進めてまいります。

2点目の給食費の無料化についてでございますが、給食費の無料化につきましては、私の1期目の公約でもありますし、町民のご理解もいただいているものと考えております。給食費無料化のための学校給食費徴収条例の改正も何度か提案させていただいた経緯もございますが、いまだその実施がかなわずにおります。

少子高齢化や人口減少が著しい本町にとって、若年層の定住、子育て支援策の1つとして、有効かつ重要な施策であると思っておりますので、議会の皆様のご理解をいただき、実現したいと考えております。

3項目めのご当地アイドルグループ等の設立についてでございますが、町の活性化のために町プロデュースのアイドルグループ設立の提案をいただきました。新しい発想、切り口で元気の出る提案と受けとめております。

アイドルグループの設立という発想につきましては、興味あるところでございますが、アイドルグループを組織し活動することは、アイドルたちをサポートする多くの指導者やファンも必要なことでございます。町内でも音楽が趣味の方や、舞踊、ダンスを趣味にしている方がたくさんいると思います。その方たちにも仕事をしながらではありますが、稽古や練習を重ねて、年間何度かの演奏会をしております。そのような方たちの活動を町も支援しているところでございます。

アイドルグループのように公演活動が生活の糧になる団体を町活性化、知名度のアップのため、行政が主体的になって設立をするということは、慎重にならざるを得ない面もございます。民間の自主的な活動から設立されて活動するご当地アイドルのようなグループができることを期待をするものでございます。そうしたグループが町のイメージアップ、活性化につながるものであれば、バックアップすることはやぶさかではございません。

また、今年度から活動を始めました「水仙ちゃん」はとても人気があり、全国ゆるキャラグランプリにも参戦をいたしました。初めてということもあり、本選には出場ができませんでしたが、町内では次第に認知されてきているゆるキャラではありますので、地方創生にあわせ町のアイドルとして、知名度においても全国展開をしていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ご答弁ありがとうございました。

まず、1点目の旧太田中の活用についてということで質問をさせていただきました。

消防ということで先ほど答弁をいただきましたが、現段階、温泉センターの調査中ということではありますが、町長の中に選択肢としては、旧太田中を役場庁舎という選択肢の1つにもお考えとしてないということなのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場庁舎は非常に老朽化をしております、新しい庁舎を建てなければならないということが緊急の事項でございます。そのようなことから、財政的に見ても新たに新築をするということも非常に難しい状況の中で、現在使用している建物を改修して、次、役場庁舎にするというのが非常に合理的かなと考えております。そのような中で、温泉センター候補地でございますので、これが新しい時代の行政ニーズに合った庁舎として果たして利用できるかどうかということを今調査中でございます。

太田中学校につきましても、地元の区長さんの要望もございました。一応、太田中学校校舎というものを建物として見た場合に、行政の庁舎として果たして適切かどうかというものも判断していかなければならないと思います。聞くところによれば、ああいった各教室に別れている、小まめに区切っている建物でございますので、そういう面からして果たして役場庁舎として利用が非常にしやすいものかどうかという点もございます。

また、耐震的に学校というものは、教室間の仕切りをなくすということは非常に費用的にも高額なものになるかということでございます。また、耐震的にも役場庁舎として果たして使えるかどうかというものも疑問視をされているということでございますので、そういった面も考慮しながら、いずれにしる温泉センター、この活用をまず第一として調査中でございますので、結果を見た上で判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ありがとうございます。

続きまして、2点目の給食費の無料化についてなんですが、先ほど町長のご答弁の中でも公約にあったということで、また、議会で承認されなかったという過去の経緯ということがあったということなんですが、そこら辺、正直、私も余り認識をしていなく、意識をしていなく、また、勉強を正直今回はしてきませんでした。

ただ一つ言えることは、ここ数年でこの町の状況も変わっておりますし、先ほども述べさせていただきましたが、県内の給食費の無料化、補助、こういったものに対する体制、実施

市町村もふえているという中で、状況が変わってきているのではないかなというふうに思います。

こちら県の方から資料をいただきまして、ご存じのご承知のことであることは十分承知なんです、現在、県内で完全に小・中学校の児童・生徒の給食費を全額免除している町村が3つ、南牧村、上野村、神流町、これがもうこの3つが、3町村が完全に小・中学校の給食費を全額免除。

また、形態は変わるんですが、前橋市におきましては、小・中学校に在学する児童・生徒を3人以上養育している場合の第3子以降の給食費を補助。また、安中市におきましては、6歳から18歳の子供を3人以上養育している場合の第3子以降及び中学3年生の給食費を無料化にしているということで、形態もさまざまな市町村に合わせて財政状況も含めて今実施されているのが実情であります。

そういったことから、町長の公約だからということだけではなくて、今この町にはこれこれこういう理由で給食費の無料化であったり、補助であったりいろんな形態があると思うんですが、こういう理由でこの町には必要なんだと、こういう町長の丁寧な心のこもった訴えというのは必ずこの町に住む町民の方々に、また、この議会において必ずやその魂は伝わるものだと思っております。

もう一度そこら辺のところで町長のご決意を、お考えをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 給食費、幼稚園から小学校、中学校までの町内の子供たちの給食を無料化していこうという計画でございますけれども、昨日の質問の中にもございました。少子化、過疎化等が進んでいる中で、やはり子育て支援を重点事項として実施していくことが、この対策の第一の課題であるというふうに思っているところでございます。

やはり子育てにかかる費用というものは、各家庭で大変な負担になっているんじゃないかなというふうに思います。そういうものを町で軽減をしていくことで、1人子供を持つところ、2人になって、2人持とうというところが3人になるかもしれません。そういうことで、この町の人口がふえ、若い者がふえ、そしてこの町が元気になっていくということになっていくんだと思っております。

そのようなことから、県内にはもう実施している市町村、10市町村、形態は異なりますけれども、あるわけでございます、このようなことで特に子供を持つ家庭の皆さんには、もうこの給食費の無料化という要望は非常に強いわけでございますので、今こそ給食費を無

料化して、そして子育て支援をさらに充実をして、地方創生のために、東吾妻町がさらに明るく元気になるために必要な施策だというふうに思っておりますので、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ありがとうございます。

続きまして、3点目のご当地アイドルグループについてということで質問をさせていただきました。それについて、再質問というか、私の考えることを述べさせていただきたいと思います。

この質問に関しまして、私のほうできょうは資料提出ということでコピーが間に合わなかったんですが、本年1月31日号の週刊東洋経済1月31日号にも「ご当地アイドル走る、発信力に行政も注目」ということで、これは東洋経済新報社、東京都内にある会社の週刊東洋経済という雑誌にもこういったものが掲載をされておりました。

また後ほど資料提出させていただければと思うんですが、こういったことで、この記事によりますと、またそれ以外では、このご当地アイドルグループという存在が誕生したきっかけというものが、2011年、これはそれ以前のAKB48、先ほど最初に質問させていただきましたが、このAKB48の存在と同時に、2011年の東日本大震災以降にふえてきたと。それは、社会状況の中できずな、郷土愛、あるいは地域おこし、こういった機運が高まってきて、人々に元気を、あるいは子供たちに、若い人に夢を、希望をとということでアイドルグループが非常にふえてきたということが原因として分析をされています。

現在、東京を拠点にして活動しているアイドルグループが約500組というふうに言われております。また、それらを除いた、あくまでも地域密着型でご当地アイドルグループとして活動しているグループが約450組と言われております。

このご当地アイドルというのは、小さな町や市でその地域のお祭りやイベントに参加をして、呼ばれて活動する、そういったアイドルグループのことを総称しております。そして、その小さな町や村から誕生して、だんだん名前が売れていって、隣の町に呼ばれ、隣の村に呼ばれ、隣の市に呼ばれてということで、だんだん活動範囲を広げていき、その過程の中でその出身の自分の地元の町や村、町や市のPR、こういったこともPR活動にも非常に大きく貢献をしているということでもあります。

そしてまた、それらのアイドルグループがホームページを立ち上げまして、その中で自分の地元のPR、こういったものもホームページ上に載せて、非常に有効な、地域おこしだけ

ではないんですが、それだけで利用するとかということではなくて、そういったグループ自体が地元を売っていく、地元をアピールしていくということを前面に掲げて、ご当地アイドルというのは多くが活動をされているようであります。

この東洋経済にもありますが、例えば、愛知県出身者のみで構成された「チームしゃちほこ」というグループがあるんですが、これが結成されてから、2014年、愛知県で生まれたんですが、8,000人の規模を集めて武道館でコンサートを行ったと、こういった事例もあります。また、昨日の産経のウェブ版にも掲載をされていたんですが、これも全面的に和歌山発の地域密着型アイドルグループ、こういった名前で売り出して、これも今年12月9日、「F u n × F a m」というアイドルグループなんですが、和歌山発の地域密着型アイドルグループ F u n × F a m、12月9日にメジャーデビューを果たすと、こういった事例もあります。

一方で、県内。県内も私の調査というか調べたところでは、主に4つご当地アイドルグループというか、アイドルグループ「AKAG I D A N、AKG」だとかありますが、その中で館林市にある「M e n k o i ガールズ」というアイドルグループ、17人の中学生から18歳、19歳までの17人のメンバーで活動している M e n k o i ガールズというグループがあるんですが、こちらのほうも、当初結成したときには、先ほど町長も言っていたんですが、市から補助をいただいて、一番最初の衣装代だとか、あるいは曲をつくったりだとか、そういったものを町から補助を受けて、商工会の中に事務局を置いて運営をしているという M e n k o i ガールズというのがあります。こちらのほうも17人で活動をしていまして、商工会の中に事務局を置いて、その運営というものがその市の企業、会社に賛助会員となっていて、年会費を1万円から3万円いただいて、また、グッズ販売等をしてそれらを活動費に充てているというグループであります。そして今では、歌をつくったりする、そういうこともお金もかかってくるそうなので、今この事務局長さんがみずから歌の歌詞はつくっていると、全部ではないと思うんですけれども、そして作曲はプロに頼む、こういった活動をしているグループもあります。

そういった調査で、例えばこのグループにおいては自前でトラックあるいは機材までも調達をして、これは地元の人から譲り受けたり、安くトラックを買わせていただいたりして、あるいは保護者が、今では名古屋、大阪まで呼ばれて、館林のPR、あるいは M e n k o i ガールズのPR活動を名古屋、大阪まで呼ばれて、今では活動しているそうであります。保護者がボランティアで自分の子供を乗せていって、そういったこともされているそうであり

ます。

こういったことを自分なりに調べまして、このアイドルグループというのは、いろんな芸能関係というものは正直お金もいろいろ絡んでくると思います。非常に複雑ないろんな社会、世界がありますので、非常に複雑な難しいところもあると思うんです。だからこそ、行政やそういったものがバックアップをする、運営主体というものがしっかりしているということが、そのグループあるいは活動範囲を、非常に運営主体をしっかりと運営主体があるということが、非常に大前提になってくるということで、これもこの関係者の方から自分も話を聞きまして、やはり運営主体がしっかりしていなくてはならないということも聞きました。

そういったことも含めて、県内にない、あるいは日本全国にも非常に珍しい、例えば東吾妻町ご当地アイドルグループ水仙とか、こういったユニークな正直おもしろいものができれば、町の活性化、あるいは知名度アップ、そういったものにも非常に役立つのかなというふうに私は考えました。そして、このMenkoiガールズも、根底には、このメンバー、グループの子供たちの根底には、精神的な教育も含めると、こういったことも運営の考えの中にあるそうであります。

以上のこういったことを私自身も考えまして、今回ご当地アイドルグループの設立、非常にユニークなおもしろいものだと思うんですが、ぜひ強くご検討をいただけたらということをお考えですが、町長のご見解を再度お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員のご提案でございます。

東吾妻町にも大変、芸能それから舞踊、音楽等に興味を持って、その才能もある人たちもかなりいらっしゃるというふうに思います。NHKのドラマに出ていた町田啓太さんも太田地区の出身でありますし、劇団四季のミュージカル、アラジンで今主役をやっております島村幸大さんも原町の出身ということで、大変今有名な人材を東吾妻町が送り出しているということでございます。

また、ふるさと祭りのときにステージ上で活躍していただくグループ、大変多くございます。その中で、この地域の子供たちが集まって「零戦」というダンスのグループが一生懸命やっておりますね、そういうものもございます。零戦につきましては、東吾妻、中之条あるいは渋川、吉岡までの子供たちが集まってきているというふうなことで、その広がりはかなりのものであるというふうに思います。

館林市のMenkoiガールズというお話もいただきましたが、館林市はうどんが特産品

でございますので、それでM e n k o i という名前になっているのかなと、今一瞬思った
だけですけども、そういう意味で、地域のP R、活性化につなげたそういうグループをどう
かということでございますけれども、行政として、直接そういうものを行うということは、
なかなか慎重にしていかなければならないなと思っておりますけれども、観光協会とか商工
会でそういうものを、指導、支援をしていただいて、そしてこの東吾妻町のP Rをし、そし
てまた町全体が活性化をするような、そういうグループが誕生していただければありがたい
と思っております。

そのような場合には、町としてできる限りの支援をしていくということでございます。観
光協会なり商工会なりを支援して、そしてそういった団体がまた子供たち、そういうアイド
ルグループを運営したりしていくと、活動していくということができるかと思っております。

○議長（一場明夫君） 4 番、重野議員。

○4 番（重野能之君） 先ほど町長も言っていただきましたが、私の身近にも俳優、そういっ
たものを目指して専門学校等に通って、今、一生懸命勉強している若い人も存在しておりま
す。今回、言葉がまとまりませんが、発想を時に変えてこのご当地アイドルグループ、こう
いったものも質問をさせていただきました。心を込めて質問させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 以上で、重野能之議員の質問を終わります。

ここで、休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前 1 0 時 5 8 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 1 0 分）

◇ 金 澤 敏 君

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、町政一般質問を行います。

続いて、11番、金澤敏議員。

(1 1 番 金澤 敏君 登壇)

○ 1 1 番 (金澤 敏君) それでは、通告に従いまして私の一般質問を行わせていただきます。

まずは、昨年の6月議会、9月議会でも取り上げた鉄鋼スラグ問題です。

2回の質問に対する町長のおおよその答弁は、町民の健康や生活に対して、安心・安全を守るという姿勢は感じられなくて、県土整備部や県農政部の見解に従うという姿勢でありました。

さて、本年9月11日、県の環境森林部が大同特殊鋼渋川工場から排出された鉄鋼スラグに関する廃棄物処理法に基づく調査結果についての報告書を出しました。結論は、鉄鋼スラグを廃棄物と認定いたしました。同時に、7日に群馬県警に廃棄物処理法違反容疑で刑事告発したことで、11日、群馬県警は強制捜査に乗り出したことはご存じでしょう。

今わかっているだけでも県内93カ所で環境基準を超えるスラグが見つかっております。54カ所では周辺地域に汚染が広がっているのが判明しております。廃棄物リサイクル課の調査では、当町では国交省関係で3カ所、県の事業で9カ所となっていますが、私の調査ではこの数字以外にも18カ所あることがわかっております。このように町も町民、住民の知らないところで産業廃棄物が路盤材や砕石として不法投棄されていたのが現状ではないでしょうか。

当町は被害を受けた自治体です。その認識があるかどうか、ここを町長に伺いたいと思います。町長として町民の安心・安全のために県の見解に従うとの姿勢ではなく、産廃の不法投棄は撤去させること以外ありません。町長の決意を伺いたいと思います。

箱島混合所は産廃として処理され、土壌は全て入れかえたと聞いております。住民の健康調査は県が行うとの答弁を以前なさっていましたが、どうだったのでしょうか。町も独自に追跡調査を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。明確な答弁をしていただきたいと思います。

第2の質問ですが、これも3年前に質問を行いました。

総合計画の基本計画の第1章に施策の展開として町づくり条例がうたっているのに、当時、5年もたっているのに制定しないのは怠慢だと追及いたしました。しかし、いまだ制定する雰囲気ありません。既に8年が過ぎています。総合計画に魂が入らないまま10年という計画期間が終わるという危険が大であります。今、地方創生のかけ声のもと、熱病のようにしているのが現状ではないでしょうか。しかし、先示された当町の計画は、やはりコンサ

ルにつくってもらったものでありました。現在、地域が活性化し頑張っているほとんどの自治体の特徴は、コンサルなどを頼らずに、自分たちの考え、思いで十数年前から必死に活動してきて、今、花が開いている自治体なんです。

識者の発言で、地方はコンサルタントなどに全部お願いし、自分では考えない。今まで自分で考えてこなかったから、考える力がついていない。必死で考えなければ芽は出ない、このように発言しております。まさに、そのような気概がないまま、このまま進めば、よい結果は望めないのではないのでしょうか。他町村との横並びの意識を変えなくてはなりません。

町づくり条例をコンサルなどを頼らずに、町民とともに作る気概が必要ではないでしょうか。例えとして、高齢者に優しい町づくり、あるいは徹底的に子育てしやすい町づくり、このように特化した町づくりが必要なのではないのでしょうか。それには、20年、30年のスパンで取り組む必要があります。町の憲法です。これからの施策の中心を貫く背骨、このような捉え方で町づくり条例をぜひ制定することを求めてまいりたいと思います。

これからは、自席にて質問を続けてまいります。

○議長（一場明夫君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、萩生川西地区に投棄された産廃の鉄鋼スラグとのことですが、町といたしましては、投棄ではなく路盤材として使用されたものと認識をしておるところでございます。

さらに、鉄鋼スラグをどのように撤去させるのか、県農政部との協議や撤去の工法等を伺うとございますが、昨年の6月及び9月議会でも答弁をいたしましたが、県が実施をいたしました鉄鋼スラグを含む砕石を使用した舗装工事箇所の分析試験の結果において、六価クロム、フッ素などの物質について、環境安全品質基準値以下であるということが確認をされており、また、既に舗装工事も完了しているため、現時点において撤去する考えはございません。

次に、箱島混合所関係でございますが、県廃棄物リサイクル課からの情報では、昨年12月には、置いてあったものは全て処理され、その後の土壌調査結果は基準値以上の箇所は除去及び入れかえを実施し、敷地内の土壌で基準値を超える箇所はないとのことでございます。

また、敷地内に井戸を掘り、地下水調査を継続して実施をしており、地下水への溶出量も基準値以下であるとの報告をいただいておりますので、住民の健康被害調査についても考え

ておりません。

次に、議員ご指摘の仮称「町づくり条例」の制定に向けた検討でございますが、ご承知のとおり、総合計画の町づくりの基本目標として、住民と行政の協働を掲げ、その実現に向けた取り組みを平成29年度までの10年間、分野別に検討を進めることとなっております。

その主要施策の1つに、住民参加、住民と行政の協働の推進を掲げ、その主要事業として町づくり条例の制定に向けた検討を掲げております。その検討の前段として、私から各課に対し、町の各種施策や展開している事業、広報などを活用し、積極的に町民へ情報発信していくことを指示してまいりました。

また、住民参加型町づくりにおける合意形成手法を検討していくに当たり、各種計画等策定時により多くの町民が参画できるよう、パブリックコメントの施行、説明責任や透明性が確保できるよう、町の事務事業の実績管理に基づく行政評価手法の確立を目指した施行、町民と一体となった町政を推進するための意見交換の場にできるよう、執行部と全課長が出席する町政懇談会の開催など、模索を繰り返しております。

しかしながら、パブリックコメントは町民からの意見提出が低調など課題もあり、ホームページでの公表の仕方や、広報誌面の工夫など参画しやすさを追求しながら、継続的に取り組んでいきたいと考えております。このような情報発信を繰り返すことで、町民の皆様や各種団体等が町の施策の立案に参画できるような議論の場づくりにつながるとも考えております。

なお、民間シンクタンクの調査結果によれば、全国約300の自治体が町づくり基本条例や自治基本条例を制定しているようでございました。県内も二、三の自治体で制定済みのようであります。我が町に最適な町づくり条例を起草するためには、その方向性が重要なことと理解をしているところでございます。また、住民と行政の協働や連携を推進するためには、町内各地区における話し合いや協働活動、地域行事を通じた交流と連帯感の強まりなども重要なことと感じております。

町民の皆様の中には、行政活動、公共的活動に関心はあるが、直接的にはかかわりたくない、時間的余裕がなく参加できないという方もかなりいると思われ、これら潜在的に参加する意欲はある方の参加しやすい環境、システムを構築することで、参加層の広がりが期待できると思いますが、本年度参加した総合戦略の先行型事業において、イベント実施に際し積極的に町職員が活動に参加し、町民や団体の皆様と意見交換することで、魅力や特色のある町づくりに必要な信頼関係構築の新たな一歩だったと感じているところでございます。

あわせて、町内の地区によっては、多くの若者や大学生がその地域を舞台に活躍し、地元町民と交流を行うケースが見られます。これら若い層へのアプローチを行うことで、町民の町づくりへの参加意欲の高揚が期待できるのではないだろうかと思い、町が連携協定を締結した東洋大学なども含め、連絡調整していく予定でございます。

引き続き、町づくり条例の制定に向けた検討は、住民と行政の協働や連携を一層強力に推進するために必要なことと考えておりますので、議会の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 一般質問通告書の質問項目1で、本年9月11日に県警は大同特殊鋼と関連建設業者の強制捜査に乗り出した。その後の進展についての見解を町長に求めておりますけれども、町長、その点についてお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきまして、今、この捜査の展開というものを見きわめているところでございます。今後もこの点は町民の健康づくりに大変重要な事項と考えておりますので、注視をしていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 何で強制捜査が入ったかということについては、どのように思っていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこれは、住民の皆様の健康に非常にリスクのある状況にあるのではないかという見解で捜査に入ったものと思われます。各地でこのようなことが行われていたということは、非常に残念なことでございますけれども、十分に捜査の結果、また、調査結果等も踏まえまして、町としてしっかりと判断していきたいと思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 最初の答弁では萩生川西地区の問題については、これは路盤材として使っているもので、不法投棄ではないというような発言がありました。でも、何で強制捜査が入ったとか、あとは県の環境森林部、そして廃棄物リサイクル課がこれを廃棄物と認定し、県に刑事告発した、ここをつかめばそのような甘い認識でいられるわけないと思うんですけ

れども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、公共工事に当たって、鉄鋼スラグ、路盤材等の用途として使えるということでございますので、そういうことから使用してきたというふうを考えております。

しかし、その鉄鋼スラグの基準値等の問題が出てきたということでございますので、これからも調査等もしっかり行っていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今、基準値がという表現をしましたよね、環境基準。産廃は関係ないんですよ。産業廃棄物と認められれば、どこにも捨てちゃだめなんです。基準値なんてこと、関係ないんですよ。つい9月11日、県の廃棄物リサイクル課が記者会見の中で、しっかりとこれは産業廃棄物だったと言っているんですよ。その辺をしっかりと踏まえていないと、何も町民の安心・安全なんて口だけだということがわかってしまうわけですよ。

こんなの、率先して町が撤去して、そのかかった費用を大同特殊鋼に請求すればいいだけのことなんですけれども、その決心はありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、工事内容等、現在の完成形の状況等も踏まえながら、県の判断、方針等もつき合せながら検討してまいりたいと思います。当然、大同特殊鋼との協議等も進めていかなければならないと思っております。必要があれば、大同特殊鋼による補償等も出てくるかと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 本当にそのように進めなければ、この町で起こっている産廃の不法投棄、この問題は解決できません。ぜひ、町長のリーダーシップのもとに、しっかりとこの問題に取り組んでいてもらいたいと思います。

今、環境基準の数値がというような表現で、数値が低ければいいんだということでありましたけれども、環境省としてはそのような見解をとっておりませんけれども、その辺の認識はありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、県の県土整備部また農政部等の考え方として、基準値以下のものにつきましては、被覆等で処理していけば、その後の状況が変わることがなければよいと

いう判断をしているようでございます。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 県土整備部と農政部は、自分たちがやったことが、これから物すごい大きな問題が起きるということを認識しているんです。だから、なるべく臭いものにはふたをして、何とか逃げようという、そういう姿勢が見え見えなんです。これで本当に住民に健康の被害が出てから騒ぎになっても、私はその姿勢では住民の健康は守れないんじゃないかなと思います。

基本的には、もう県土整備部と農政部を相手にするのではなく、環境森林部及びその下部組織ですけれども、廃棄物リサイクル課としっかりと話し合っただ協議をし、いろいろな情報をもらいながら行っていく、それが正しい姿勢だと思いますけれども、町長のお考えを伺います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） いずれにしろ、県組織の中でございますので、いろんな情報、調査結果等もいただきながら、十分に内容を検討して、住民の健康を害するような、そういう状況が発生しないように、しっかりと進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 今、そういう答弁でありましたけれども、その前の答弁で、県土整備部そして農政部と話し合っただというような表現がありました。県の環境森林部とは、どのような協議をなさっているか、それだけでもちょっと教えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 環境森林部につきましては、11月27日に関係の市町村を集めて会議を行ったということでございまして、会議におきまして、各市町村で該当するような箇所の公表、また環境影響調査の実施等につきまして説明があったということでございます。

そのようなことで、今後も各機関のそういう状況を把握いたしまして、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうやって、11月27日に会議があったということがわかりましたけれども、このまま何もしないでいけば、被害者であった自治体であったはずが、今度は町民に対しては加害者になってしまうという危険性があるんです。そこをちゃんと認識しているかどうか、その点を町長に伺います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 加害者という立場になるということでございますので、そういう立場にならないようにしっかり関係機関と連絡を取り合って、よい方策を立て、実施をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） この大同特殊鋼から排出された鉄鋼スラグなんですけれども、よく六価クロムの数値はそれほど高くない、渋川のスカイランドパークの駐車場ではすごい高い数値が出たから、そこからこの問題が始まったわけなんですけれども、三価クロムは出ているけれども、六価クロムは少ないから大丈夫だというような論法があります。でも、これが10年、20年たつと、三価クロムが変化して六価クロムに変わってくるんです、有毒な。この環境問題、公害問題の基本というのはすぐには出ないんです。10年、20年のスパンのもとに出てくる問題なんです。その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 六価クロム、発がん性物質ということでございますので、議員が言われるような長期的なそういうかかわりというものも出てくるかと思います。

実際の調査はしっかり行って進めてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） では、箱島混合所の件に関しまして、県は今、土壌の調査、あとは水質の調査は行っているというような答弁がありましたけれども、健康調査的なことはやっているかどうか、その辺のことは、町長、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、そういう健康調査等は実施をしておられないと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） だったら、我が町が独自にやるべきではないでしょうか。あの場所で、あのつい立てができるまでは、あそこで有毒な六価クロムやフッ素がまざったスラグを混合していたんですよ、希釈していたんですけれどもね。環境省は絶対希釈ということはあり得ないということを言っていましたけれども、違法な行為として、あそこで希釈して少し数値が下がることを狙ってやっていたんです。

寒風吹きすさぶ中、物すごいほこりがあって、地域住民から何とかしてくれという声は何

度も何度も上がっていたんです。やっと、ここにいらっしゃる茂木議員が区長のとくに、あのつい立てを立ててもらったと、強く働きかけたことによってできたと。それまでは何もないう状況で、あの箱島住宅地の脇で、猛毒な六価クロムやフッ素が飛び回っていたんです。その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましても、県当局等との状況の調査等の報告もいただきまして、今後の検討課題としていきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 検討課題ということでもありますけれども、ぜひその点はしっかりとこの町が率先してやるんだと、その結果をちゃんと県に訴えて県が動くような、そういう姿勢がこの町では大切なんではないかなと思っております。

ちょっと時間がないんで、次の質問に移りますけれども、町づくり条例、今の町長の答弁の中では、これからも制定を目指していくというような答えがありましたけれども、これ、もう第1次総合計画、終わりますよね、あと2年で、その後になるんですか。それとも延々とそれをずっと地域住民と協議していくというような、そういうことでありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 時期の関係のお話でございますけれども、当然、早い方がいいわけでございます、今後、これにつきましてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 私が質問の中で言ったように、やっぱりこの町づくり条例をちゃんと背骨のような太いものにして、そして地方創生、こういう問題に取り組んでいくべきだと思うんですよ。今、本当に何か見えていて、浮ついていて、この今回出されたコンサルがつくった我が町のビジョンを読んでも、きっとどの地方自治体が考えるような内容、これではなかなか厳しいのではないかなと、私の感想なんですけれども。

町長はこのコンサルがつくったビジョンで、地方創生、特にこの町が何とか立ち行くか考えますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） かなり、コンサルがつくった、つくったと言っていますけれども、これにつきましては、コンサルの範囲というものは、住民の人口の推移調査ですとか、そういうものにアンケートですとか、そういうアンケートの調査結果ですとか、そういう分析のも

のでございまして、それ以外のものは職員でしっかりと行っているところでございます。これは、他町村とは違った取り組みでございます。

そのようなことで、そういうものをしっかりと生かして、将来の東吾妻町のために有効な計画というものをつくってまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） じゃあ、私が質問の中で、識者の言葉として、地方はコンサルタントに全部お願いし自分では考えない、今まで自分で考えてこなかったために考える力がない。だけど、必死で考えなければ芽が出ないんだと、ここはちゃんとやったという自負はありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、職員間でしっかりと、最近は若い職員も非常にやる気がございまして、1つのプロジェクトチーム的なグループをつくって、町内を調査したりご意見を伺ったりして、当たっているところでございます。

かつての状況とは、今、さま変わりをしていると思います。そういう意味で、非常にいい計画をこれからはつくってまいるということではできると思います。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 頼もしい意見が、今、最後に出ましたね。職員が町民の間に入って意見を聞いてということをおっしゃいましたけれども、そんな行動があったというのは、私は知らなかったものですから、そういうことは真っ先に言うべきじゃないんでしょうか。

そして、いやいや、私が、町の、ちょっと聞いていただきたいんですけども、町の施策をつくるのに職員がしっかりと町に入って、町民の声を聞くべきじゃないかと、そういう質問を以前しましたけれども、そのときも、農業関係だったらJAだし、商工業だったら商工会にお願いするような、そういう答弁があったものですから、今ちょっとびっくりしているんですけども、そのようなことが実際にあったのだとしたら、すばらしいなと思います。

ぜひ、本当に職員が町の中に入って、町民の声を聞いて、そしてつくる、その姿勢がない限り、なかなか難しいと思うんですよ。もしこれをずっと続けていければ、町づくり条例もつくれるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の総合戦略の策定等に当たっても、若手グループが町内の企業を回って、企業の意向調査等も積極的に行っているところでございます。そのような中で、今

後も町づくり条例ということになれば、さらにそういう職員が大いに力になってくれるというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そういう企業に意向調査、それは確かに私もわかります。そうじゃなくて、もっともっと細かいところに入っていかないとわかんないじゃないですかと。企業にも工場にも行ったって、工場長と話をするとか、課長クラスと話をするというぐらいのことじゃないですか。働いている職員と本当に話ができたのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おっしゃることはわかりますけれども、そういった行動によりまして、また、婚活等の催し等で、また若い者、若い皆さんと交流して、その中でご意見を伺うようなこともできております。

こういうものがだんだんと広がりを持っていくことによって、町づくり条例にも非常によい効果を与えるというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） もうこれ以上言っても、何も進まないだろうなという気もしているんですけれども、本当に町づくり条例をしっかりとつかむのが、この町の方向性がしっかりとできるんですよね。それをもって町民に訴えていける、町づくり条例でこういう町の方向性が決まりましたから、これでやっていきますということがちゃんと言えると思うんですけれども、そういうものをやっぱりしっかりとつかむという、その気概、それは簡単ではないですよ。本当に一、二年でできることじゃないと思います。

この町が、やっぱり今輝いている、いろいろマスコミ等で今取り上げられているような自治体、それも本当に10年、20年のスパンでやっとここまで来たんだということなんです。そこをつかまないと、どここの町がこういうことをやっているから、じゃ、それにまねしようみたいな感じでやっても、なかなかうまくいかないんじゃないかと私は思っているものですから、ではこの町はどうすればいいのか、町づくり条例を目指すんだという基本方針があるんだったら、それをしっかりとつかんで、進むべき方向を示すべきだと思いますけれども、最後になりましたけれども、町長のお答えを求めます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のお考えになること、よくわかりました。

そういうものも踏まえまして、また若い職員の今後のそういった町民の間で状況判断、あるいは交流しての状況判断等も踏まえまして、しっかりとした明るい元気な町づくりのために、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 以上で、金澤敏議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 平成27年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました今期定例会におきましては、東吾妻町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を初め、条例関係13件、平成27年度東吾妻町一般会計補正予算を初め、予算関係5件、町有財産の処分についてなど、その他関係5件を提案させていただき、原案のとおりご議決をいただきました。本日、閉会の運びになりました。

また、議案審議や一般質問におきまして頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言につきましては、真摯に受けとめ、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議員の皆さんには、この1年、町民の代表として重責を果たされ、重大なご尽力をいただきましたことに深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。これから、寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員皆様におかれましても、年末のお忙しい時期、健康にご留意され、輝かしい新春をお迎えくださりますよう、ご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

平成27年第4回定例会は、12月4日から本日まで12日間にわたり開催され、平成27年度補正予算5件、条例13件、その他5件の執行部提案に加え、委員会提案の意見書1件、陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。

12日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様には、心から御礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思います。新しい年度の予算編成に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

ことしも残り少なくなりました。これからは寒さも増してまいります。事故や健康に留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられますことを祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上をもって、平成27年第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時53分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一 場 明 夫

署 名 議 員 里 見 武 男

署 名 議 員 小 林 光 一

署 名 議 員 浦 野 政 衛